

---

---

平成29年第6回大和町議会定例会会議録

---

---

平成29年12月5日（火曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産 業 振 興 課 長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時27分 開会

議 長 (馬場久雄君)

まだ定刻前ではありますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから平成29年第6回大和町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番中川久男君及び1番千坂博行君を指名します。

---

---

#### 日程第2「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月8日までの4日間に決定いたしました。

---

---

#### 日程第3「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷して議員のお手元に配付しているとおります。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第6回大和町議会定例会開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第6回大和町議会定例会が開会され、平成29年度各種会計補正予算を初め、提出議案をご審議いただくに当たりまして、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、吉田川の治水対策についてであります。去る12月2日落合舞野の現地におきまして国と宮城県が連携して取り組む吉田川床上浸水対策事業の着工式がとり行われました。一昨年9月の関東・東北豪雨で甚大な被害が発生した吉田川上流域において、この事業の一環である堤防工事と河道掘削工事に着手したものでございます。

関東・東北豪雨では太平洋側を中心に線状降水帯が停滞し、局地的に猛烈な雨が降り、2日間の雨量は324ミリメートルとなり吉田川では5カ所の越水、上流部での溢水が発生し、床上・床下浸水、浸水面積1,700ヘクタールの被害をもたらしました。このため、緊急的な治水対策として国が吉田川三川合流部から高田橋までの間約3,500メートルの区間で遊水池群の整理、河道掘削、築堤を、また県が高田橋から籠釣橋までの間約4,500メートルの区間で河道掘削、築堤を行うものでございます。この事業により、関東・東北豪雨と同規模の洪水に対して越水による床上・床下浸水被害が解消されるとのことでございます。

次に、立地企業の動向でございますが、5月に新開発棟の建築が発表されておりました東京エレクトロン宮城様で11月9日に本社工場敷地内において新開発棟の起工式がとり行われました。新開発棟は、建築面積約1万1,700平方メートルの鉄骨づくりの平家建てで来年9月の竣工が予定されております。同社が開発製造されているエッチング製造装置の市場は、技術革新が続き大きな成長が見込まれるとのことでございますので、この新開発棟の建築により技術力をさらに強化されて、今後も持続的な成長を続けられることを期待しているところでございます。

次に、平成30年度予算の編成についてであります。現在各課におきまして予算案の積算と予算要求見積書の取りまとめを行っており、今月12日からは財政課が予算要求内容をヒアリングし、調整等を行う予定としております。

国では、8月に平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針を閣議決定し、「経済財政運営と改革の基本方針2017」に示された経済財政再生計画枠組みのもと、

地方行政につきましては国・地方を通じて経済再生、財政健全化に取り組むとともに、地方公共団体の基金や行政サービス推進の地域差等の状況を含む地方単独事業の実態把握と見える化により、地方行財政改革を推進するとされたところであります。

町の予算編成の取り組みといたしましては、平成30年度から平成32年度までの中期財政見通しを作成し、その見通しに立って、財源が限定される厳しい財政状況を踏まえ、既存事業、新規事業を問わず、実効性のある事業のP D C Aサイクルの確認とスクラップ・アンド・ビルドにより事務事業を見直すとともに、政策的に実施する事業についてはその必要性和効果を改めて検証し、重要事業、主要事業の順に骨格を定め、その後に経常経費等の積み上げにより編成を行うことにいたしております。

また、改定第4次総合計画に基づきます第3次実施計画期間が今年度で終了いたしますことから、平成30年度予算の編成に合わせて第4次実施計画、平成30年度から32年度まででございますが、この計画を策定することといたしております。

新規の取り組みといたしましては、これまでふるさと寄附金の積み立てを行ってまいりましたが、基金は一定の金額に達しましたことから平成30年度予算において活用を図ることといたしております。

なお、中期財政見通しでは、子育て支援等から扶助費の増加が見込まれるほか、公共施設等の維持管理などの経常的経費に加えて大規模な修繕費用の増加も見込まれ、投資的経費においては、高田中央橋の改築及び（仮称）下草橋の新築に着手することになります。加えて、改訂第4次総合計画に基づいて新たな取り組みが必要になるなど、一般財源需要の増加が見込まれることから、各種特定財源の活用による事業実施や、事業の厳選、優先順位を定めて計画検討を行うよう指示したところであります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第6号につきましては、9月28日の衆議院解散に伴い、投票日が10月22日と決定されたことによる選挙執行費1,322万円を追加する一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

承認第7号につきましては、台風21号の影響により発生しました公共土木施設、学校施設災害について災害査定を受けるために要する調査設計費818万7,000円を追加する一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものであります。

議案第68号につきましては、大和町吉岡南第2土地区画整理事業において平成30年1月5日、換地処分公告が予定され、翌日の1月6日から住所の表示が変わることにより、大和町役場の位置を定める条例の一部ほか4条例について整理をするものであ

ります。

続きまして、議案第69号から議案第75号までの各種会計補正予算関係についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、3億1,815万円を追加し、歳入歳出予算総額を105億1,318万3,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費の総務管理費は、全国町村会研修の受講経費63万円、子育て支援住宅用地の取得に伴う物件補償費201万7,000円などを追加するとともに、南部コミュニティセンター管理費の開所式費用などを減額しております。

民生費の社会福祉費は、宮城県後期高齢者医療広域連合への特別負担金28万1,000円を追加し、人件費に係ります介護保険事業勘定特別会計への繰り出しのほか、障害者自立支援給付においては、給付費1億1,034万1,000円を追加措置し、障害者福祉総務費、臨時福祉事業費及び障害・遺族基礎年金給付事業においては給付の確定に伴います返還金を追加措置するものであります。

児童福祉費は、幼稚園就園奨励教育振興費に1,676万3,000円を追加し、児童手当支給事業費では法施行規則改正に伴うシステム改修費用を、私立保育園運営費では3,886万8,000円を追加するものであります。

衛生費は、水道事業会計への繰出金5,152万9,000円、健康診査費に健康カルテシステムの改修費用161万5,000円を追加措置いたすものであり、農林水産業費は、多面的機能支払交付金の返済金を措置し、農地中間管理事業費には経営転換等への協力金を追加し、水田農業対策事業では実績により319万5,000円を減額し、林業振興総務費には山の幸振興対策事業に係る補助金を追加措置するものでございます。

商工費につきましては、企業誘致に係る訪問旅費を追加措置するものであります。

土木費の道路橋梁費には、町道の管理用合材の購入に要する経費100万9,000円を追加し、町単独事業費には橋梁かけかえ負担金を事業費確定に伴い減額し、橋梁維持管理費には樋場橋を撤去する経費1,436万4,000円を、住宅費には木造住宅の解体費用を追加措置するものであります。

教育費では、教育総務費の委託業務に係る契約差金を減額し、学級数、教員の増加に伴いますパソコンの購入費用を追加措置し、小学校費では委託料を減額し、クラス増加に伴う教材購入費、鶴巣小学校体育館の床修繕費用415万6,000円を追加措置するものであります。中学校費につきましては、委託料を減額し、中学校維持管理費には台風21号による倒木の撤去費用等を追加し、中学校建設費では備品購入費を減額し、

バックネット設置及び校舎大規模改修の追加工事を相殺して300万円を追加措置するものであります。社会教育費では、教育ふれあいセンター、民族談話室及びまほろばホールの請負工事に係る契約差金を減額し、保健体育費においては、小学校クラス増加に対応して学校給食センター管理費に運搬車の購入費を追加し、総合体育館及びレクリエーション広場の請負工事の契約差金を減額するものでございます。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費として台風21号により被害を受けました農道高山8号線ほか2路線の復旧工事に要する経費及び農業用施設等小災害復旧事業費、合わせまして1,801万円を、公共土木施設災害復旧費には台ヶ森線、三ヶ内大角線の復旧工事に要する費用及び山田川及び湯名沢川の復旧工事費等4,576万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

公債費につきましては、借入額の確定等により元金及び利子を減額するものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしまして、町税の法人町民税で2億6,647万2,000円、国・県支出金5,086万7,000円ほかをもって充てることといたしております。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険事業勘定特別会計は、一般被保険者療養給付費給付金、後期高齢者支援金等、介護納付金の追加と国庫負担金の精算償還金を、介護保険事業勘定特別会計は、介護サービス費の給付費の追加のほか、職員手当等の追加を見込んだもの、下水道事業特別会計では、ポンプ場の修繕、管路清掃に要する経費、下水管路耐震設計に係る経費を追加し、マンホールトイレ設置に係る経費を減額するもの、農業集落排水事業特別会計は管路清掃の経費の追加措置を行うものであります。

水道事業会計は、資本的支出に国庫補助金の消費税相当額の返還金を措置したものであります。

議案第76号は、平成29年8月5日に鶴巣大平字梅ノ沢1番1番地先の町道で発生いたしました交通事故に関しまして損害賠償の額を定め和解するものでございます。

続きまして、議案第77号から議案第81号につきましては、ダイナヒルズ公園2カ所、七ツ森ふれあいの里、七ツ森陶芸体験館、四十八滝運動公園及び都市公園条例に基づきます31カ所の公園につきまして、指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了するため平成30年4月1日から指定管理者の更新を行おうとするものであります。

以上が提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきましてご可決を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたしたいと思いま

す。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

早速、私の一般質問に入らせていただきます。

1件目でございます。

大和町職員憲章の制定について。

平成27年3月定例において、町長は理想の職員像について以下のように述べました。

住民と協働でまちづくりを実践できる職員、郷土愛と使命感を持ち情熱的に実行できる職員、環境変化に対応できる職員、マネジメント能力を発揮できる職員、積極的にスキルアップを図り成長できる職員と考える。さらに、どうしたら本町がよくなるか常に考え、議論する職員であってほしいと。

しかし、理想の職員を育成するための町長の具体的なアクションが見られない。理想の職員と現実の乖離が年々大きくなっていると感じる。

そこで、大和町職員憲章を制定し、町長の理想とする職員像を示し町民の方々に職員のあるべき姿勢を約束し実践することで、町民の方々の福祉の向上に努めるべきと考えるが町長の考えを伺います。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、ご質問にございましたとおり平成27年3月議会一般質問におきまして理想の職員像につきまして答弁させていただきました。その理想の職員像と現実の乖離が大きくなってきているのではとのご意見でござ

います。

理想の職員を育成する手法としましては、まず私が直接職員に対して話をする機会、これは朝礼や庁議などになりますけれども、それが一番に挙げられます。次に、階層別研修、そして職場でのOJTになるかと思えます。私が朝礼や庁議で最近よく用いるのが図書からの引用でございまして、その図書を読むことを勧めております。階層別研修やOJTは実践的な知識の習得ができますが、ともすれば自主的なものでなく上からの押しつけになってしまうこともございます。一方、みずから興味を持って取り組むことは知識や情報が一番身につく方法の一つではないかと思えます。これらを通じて、私の理想とする職員像に一人でも多くの職員が近づいてくれればと思っております。

理想とする職員像としまして、5項目を挙げておりましたが、それらを全て網羅する職員となることは大変ハードルが高いことであると思えますけれども、どうしたら本町がよくなるか、常に考え議論する職員には、全ての職員がそう願ってほしいと願っています。

さて、職員憲章についてであります。県内市町村の策定実績はありませんでした。近隣では岩手県内の自治体、また関東、関西の自治体等で策定されているようでございます。ことし3月に策定された岩手県矢巾町の職員憲章は町民協働、これは町の希望ある未来のため町民とともに考えて行動します。次に、法令遵守、全体の奉仕者として法令に基づき公平公正、に職務を遂行します。そして、誠心誠意、道理と真心を胸に相手に寄り添い行動します。一致協力、職員同士心一つに職に取り組みます。創意工夫、柔軟な思考と知識の習得に努め、地域課題の解決に臨みます。以上の5文節からなるものでございます。

このように、憲章として首長と職員の思いを一つの形として示すことを一つの手段としては有効であると考えますが、日々日常の職務をこなす中で町民皆様方のご要望にお答えをし、福祉の向上に努めることが第一の目的でございますので改善を加えつつ職員育成を図ってまいりたいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁がございましたので、再質問に入らせていただきます。

答弁の中で、町長は朝礼や庁議の中で、図書の中から引用して職員さんにこういったものは読むべきだというご指示をされているみたいなんです、制度的なものは用意されていないという理解でよろしいんですが、こういった町長が理想とする職員を育成するための制度は、設けていないという理解でよろしいですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

制度。（「教育システムとか」の声あり）町としてという意味ですか。具体的にそういったものはこういう形で教育をしていこうというのが制度としてあるわけでございませぬ。ただ、研修とかそういったものはもちろんやっていくということで初任者研修からいろいろやっておりますけれども、必ずこういうこれをしてこれをやってという制度的に決まった中でやっているわけではございませぬ。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

制度的なものは設けていないという町長の答弁がありました、答弁書にあったように、多分制度的なものを設けるとそれはあくまでも自主的なものでなくなるという考えのもとで、制度的なものにしていないという理解でよろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

制度的なものがないというものについては、今言ったことも一つあると思います。やはり、自分からやっていくといえますか、そういったことが必要で、ですから制度的にはないのですけれども、初任者研修とか待遇とかそういった基本といえますか、そういったものにつきましては毎年恒例的にといえますか、それはやっておるところでございませぬ。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

町長が思われる理想の職員像の中に積極的にスキルアップする職員であってほしいというのがあります。そういった中ではやはり自主的というものが最大の効果を生むところかと思いますが、やはり取っかかりというか、初めはある程度の上からの働きかけも必要じゃないかという私の考えがありまして、やはりこういったものを、また町長が思っている理想の職員像を正確に伝えるためには、まだまだ形にしていくべきところがあるのではないかという考えを私は持っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

取っかかりといいますか、きっかけといいますか、そういったことがあって動き出すということがもちろんあるんだと思います。そういった意味では、社会人としての基本的な考え方とか民間企業に行って民間の作法を習ってくるとか、例えば自衛隊研修をして協働の精神を養うということはやっておるところでございます。

なお、今若い方々といいますか、我々と感覚が違うところは実際あると思っております。それがいいか悪いかは別としてそういったこともありますので、そういった方々に合った我々の時代だけの認識ではないような研修といったことが必要だと思っております。そういったことも必要だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

町長が特に重要とされている職員の理想像の中に、どうしたら本町がさらによくなるか常に考えて議論する職員であってほしいというものが最大だと思います。そうい

った中でやはりこれも具体的な場があって初めてできると思いますが、そういった具体的な場というのは今の制度からいうとどのことを指しているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町がよくなるかということなんですけれども、その根本的なのは町を好きになることではないかと思います。やはり、町を好きになってその町、が大和町がよくなるということ、また町民を好きになって町民の皆さんが幸せになるといいですか、そういったことになっていくような町を常に考えるということだと思っています。まず、町を知ってもらうということも一つだと思っています。

それで、今新人の方には例えばCM大賞というのがあるんですが、ことしも行ってまいりまして、これ公表していいの。まだオープンになっていないのであれなので、ちょっといろいろいいことがあったんですが、そういったことをやってグループに分けて町を研究しながらテーマを持ちながらつくってもらって、発表してもらったりしているんですが、そういうことで町を知ってもらうとか、いろんな方と接触していろんな話を聞くとか、そういった形でやっていく。それは一つではないかと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

手段はいろいろあるかと思いますが、やはり最終的な目的は町民の方々の福祉の向上ができれば手段はどんな方法でもいいんですが、なかなか町長が理想の職員像というのをお持ちでいる中で、そういったものがどういった場で生かされ、伝えられているのかというのが常に私が感じていたので、この機会を利用させていただいて質問させていただきました。今後とも、町民の福祉の向上に努めていただきたいと思いますので、1件目の一般質問を終わります。

2件目になります。

就労継続支援について。

平成24年9月定例において、障害者支援施設に対する取り組みはの質問に、第3期計画では町民、団体、事業所、行政が連携、協働して障害者の地域生活支援、自立に向けた取り組みを進める。就労施設の実務者に対しては研修会を開催しながら就労施設、活動内容の質の向上に努め、障害者が継続的に利用できる体制を整える。今後とも関係機関と連携を密にする。また、隣接の先進地との連携も視野に入れていくと答弁があった。以下について町長に伺います。

1、平成24年9月時点から町内の就労継続支援施設数は増加しているのか。

2、平成24年9月以降の障害者の地域生活支援、自立に向けた具体的な施策、隣接の先進地との連携の実績はどのようなものか。

3、大企業優遇の企業誘致に偏ることなく積極的に就労継続支援施設を誘致、または企業の就労継続支援事業を補助すべきと考えるが。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの就労継続支援のご質問でございました。町では、平成24年3月に障害者基本法に基づきます市町村障害者計画並びに障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画といたしまして大和町障害者基本計画第3期障害福祉計画を策定いたしました。平成27年3月には第4期障害福祉計画を策定しているところでございます。誰もが自分らしく生き共生する町を基本理念といたしまして、障害者の方の自立に向けた支援給付や地域生活支援事業等の円滑な実施に取り組んでまいりました。また、平成25年4月には障害者自立支援法にかわり障害者総合支援法が施行されまして、地域社会における共生社会の実現に向け相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保など、町民、団体、事業所と連携、共同して、障害者の地域生活支援、自立支援に向けた障害福祉サービスの充実を図っているものでございます。

初めに、平成24年9月時点から町内の就労継続支援施設数は増加しているのかについてでございますが、就労を希望する障害者の方が通常の事業所に雇用されることは可能と見込まれるものにつき行われます職場体験や、その他の活動機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動等を通して行います就労移行支援事業と雇用契約に基づきながら就労するA型事業所、また生産活動等を行いながら

工賃をもらいながら利用するB型事業所の3種類がございます。町内には就労移行支援事業とA型事業はございませんが、B型事業につきましては宮城県船形コロニーほか3カ所がございまして平成24年9月時点の事業所数と同数でございます。

次に、平成24年9月以降の障害者の方の地域生活支援、自立に向けた具体的な政策、隣接の先進地との連携の実績でございますが、平成24年より黒川圏域に自立支援協議会を設立し、地域の関係者が集まって地域におきます課題を共有してその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めているところでございます。この協議会につきましては障害者の方や家族、障害福祉サービス事業所、保健、医療、福祉関係、黒川圏域の行政担当者等で構成されております。自立支援協議会におきます就労部門におきましては就労ネットワーク部門を立ち上げまして、企業や事業所、宮城障害者職業センター、ハローワーク、支援学校等との情報交換会や研修会を開催しているところでございます。また、就労系障害福祉サービスの利用にかかわりますアセスメント体制を整備しまして、平成27年度より支援学校卒業後の就労支援が円滑に行われるというところでもございます。さらに、障害者相談支援専門員が地域の障害者の方の意向に基づく地域生活を支援するため、相談や必要なサービスを総合的かつ適切な利用方法を調整して、障害者や障害者の家庭の対応ができますような体制整備が図られております。その結果といたしまして、障害者及び障害児の方における計画相談支援達成率につきましては、現在達成率が100%となっているところでございます。

次に、先進地との連携でございますが、地域生活拠点等整備事業の推進といたしましては後援会の開催や研修会の参加及び意見交換会を開催しているところでございます。

3点目の、大企業優遇の企業誘致に偏ることなく、積極的に就労継続支援施設を誘致または企業の就労継続支援事業を助成すべきと考えるがについてでございますが、障害のある方が地域で安心してそれぞれの能力を発揮できるよう、障害福祉サービス事業所等の基盤整備に必要な環境づくりといたしまして、社会福祉施設と施設整備事業費補助金等を国県で行っているところでございます。補助金申請の際には、町の障害福祉計画との整合性が図られることが必要となりますことから、町では情報提供に努めるとともに支援体制を図っているところです。

そのほか、町では障害者就労施設等から物品等の調達に関する法律に基づきまして、平成27年度に物品調達を実施しているところでございます。平成29年度の達成目標、調達目標額を考えて、現在全ての物資においてそういったことも取り組んでおるところでございます。

障害のある方の就業や職業的自立を促進するためには、教育関係機関、社会福祉関係機関、ハローワーク、職業訓練機関などの関係機関が連携をいたして就業に向けての相談、職業訓練、就職後の定着支援まで一体的な支援等の連携が求められておりますことから、今後も関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）  
ただいま、町長から答弁あった中で、平成24年9月時点の事業所数が同数ということですが、同数の中で受けられるサービスの内容の拡大したということはあるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
サービスの内容といいますか、先ほど言いましたB型事業所という形でございますので、B型事業所のサービス範囲ということになると思います。ただ、その事業所の中でサービスをふやしたり減らしたり、減らすことはないと思いますけれども、そういった動きはあるのではないかと思います、具体的には確認しておりません。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）  
当然、町長も理解していただいているとおり、障害のある方には特段決まったような定期的なものじゃなくて、我々一人一人の人間の持っている個性というものと同じくらいの特徴がございまして、そういったものをカバーしていくためにはやはり作業といいますか、そういったものの多様化を図らなければなかなか地域で自立した生活を送ることが困難だという中で、事業所数もふえていない、またはサービス内容も余

りはっきり理解できていない中ではまだまだこれから課題があるところだと感じましたけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

作業内容とか仕事の内容ということでございますが、それについてはいろいろお一人お一人のレベル等によって違ってくると思っております。例えば、単純作業といったら失礼かもしれませんが、割り箸の袋詰めとか、そういった袋詰め等やっておりますが、結局事業者さんでお仕事請け負うといいますか、そういったことがございますので、ですからそういったことの中でできる作業を請け負って、おっしゃるとおり飽きないといったことの工夫というのはされていると思います。だから、これ相手のあることで、依頼するほうといいますか、その辺のことの事業所さんのいろいろご苦労されているのではないかと。ただ、多様的にといいますか、そういう形でやったほうがいいのではないかという素人的な考えは考えもありますが、それをそのまま事業所さんにお話しして、そのとおりにやりましようとなるというには現状とギャップが少しあるのかもしれない。これは私見です。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

やはり、そういった中で限られた事業所ですと限界があるということで、それならばそういった就労継続支援を主体とするような企業を積極的に誘致していけばいいのではないかという3要旨目に入るんですが、やはりそういった中で国または県の中では社会福祉施設等施設整備事業費補助金というのあるとのことですが、町ではさらに上乘せしたような助成というものは考えていないところですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在のところはそういった補助はやっておらぬのが現状でございます。ただ、場所の提供とかそういったものについて、提供といたしまして町が出すわけではございませんけれども、そういったご相談等はいろいろあったときには情報の提供とかについてのお手伝いはさせてもらっているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

なかなか、こういった分野に精通した企業も少ない、そういった事業所数が基本的に少ないところから、町にそういったものを積極的に誘致するのにも限界がありますが、やはりそういった中でも熱意がある自治体には、おのずとそういった企業の方も足を運んでやってみようかという考えも出てくるかと感じておりますので、やはり町の積極的な姿勢を見せるべきと思います。そういったことを望み、2件目の一般質問を終わらせていただきます。

3件目の一般質問に入ります。

教職員の傾聴について。

児童・生徒を取り巻く学校環境にはいじめ、不登校、スクールカーストと呼ばれるクラスメートの関係、成績、進路の悩み、さらには家庭環境の悩みなど教職員が直面する問題が山積している。このような児童・生徒の抱える諸問題の対応は、まず本人の話を「聞く」ことから始まるが、聞くではなく「訊く」でもなく「聴く」姿勢が大切である。どんなに科学技術が進歩しても、機械にとってかわれることのない仕事の一つが育てる仕事である。人間にのみ可能な育てる技能とは、受けとめる、聞くことである。すなわち、聞き方のあいうえおである。あ、相手の顔を見て、い、いい姿勢で、う、うなずきながら、え、笑顔で、お、終わりまで聞くことが必要であるが、聞き手の教職員がつい話し過ぎていないか、自分の考えを押しつけていないか。十分に時間をかけているか、現状について教育長に伺います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

おはようございます。それでは、千坂議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

傾聴についてですが、傾聴の大切さについては議員ご指摘のとおり、どんなに科学技術が進歩しても機械にとってかわることのできない仕事として教育の分野では認識されております。相手を受けとめて聞くことは心と心を通い合わせることで、そのことでしかなし得ない技能です。優秀な人工知能が開発されている昨今ですが、傾聴によって人を育てるという部分は最後まで人間にしかできないだろうと言われております。「聴く」という漢字は耳プラス目と心でできています。耳だけではなく目や心をしっかり相手に傾けて聞くのだということを示しています。特に、悩みを訴えてくる児童・生徒の話聞く場合は聞き方のあいうえおのとおり、相手の顔を見ていい姿勢でうなずきながら笑顔で終わりまで聞くことが必要です。話し手の立場で感じ、考える姿勢の受容や、話し手の気持ちを理解し、それでよいのだと認めてやる、安定感と信頼感を形成する支持により構えのない人間関係を構築することが大切です。

傾聴の姿勢を学校現場ではカウンセリングマインドと言っております。このカウンセリングマインドとは相手を受けとめる、尊重するという姿勢です。自分のことをわかってほしい、認めてほしいという相手の承認欲求を満たしながらかかわることで自主性や自己肯定感を高め、相手を自己決定させることへつなげていきます。

平成32年度から小学校で実施される新しい学習指導要領の総則には、児童の発達の支援という内容が加わり、個々の児童の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングにより児童の発達を支援するという文言が記されました。

11月2日に開催されました大和町いじめ不登校担当者研修会においては、カウンセリング演習を研修として行っております。児童・生徒との安定した人間関係を形成し、児童・生徒への理解を深め、児童・生徒の変容を促すための技術を学ぶことが研修の狙いでした。この安定した人間関係の形成、児童・生徒への理解、児童・生徒の変容を促すには、聞き方のあいうえおが大切です。そして、指導の場面では指導する側と指導される側という人間関係ではなく、人と人という人間関係が大切であることを確認し合いました。

教育委員会としましては、校長会議教頭会議、主幹教諭・教務主任会議、保健主事・養護教諭部会、生徒指導担当者会などのさまざまな研修会の機会を捉えて心を真剣に育てることの大切さを確認しております。人間にしかできない心を育てる技能を

これからもともに磨き合ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま、教育長から答弁をいただきましたが、教職員の傾聴を一般質問させていただき主な動機は、やはり通告書でもお伝えしたとおりさまざまな問題があります。そして専門家がそういったものに対応しているのですが、果たしてその原因が正しい原因の中で行われているか。教職員が自分の経験上の考えをその生徒に当てはめていないかという考えだからです。また、私も機会があつて傾聴に接する機会がありましたが、やはり実践すると相手方が話し中に自分の考えをどうしても言ってしまう。途中で話を遮ってしまうこともありました。

そういった中で、教職員の方が日々忙しい中でそういった問題を抱えた児童・生徒に真っ向から真正面から向き合うことができているのかという疑問を感じて、今回の一般質問させていただいたわけですが、そういった中でさまざまな傾聴に関する演習または研修会を行っているところですが、まずお聞きしたいのがカウンセリングや演習を行っているところがございますが、その対象となる教職員はどのような方で行っているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

カウンセリング研修につきましては、いじめ不登校担当者研修会ということで、各学校で教頭であったり教務主任であったり主幹教諭であったり生徒指導担当者であったり、あるいは複数であったりということで、各学校から関係する職員にまずもって研修を行いそれを学校に持ち帰り、学校で今度は全ての教職員に対して勉行をするという形になっております。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま、教育長から答弁あったところは、やはり対象がいじめと不登校ということの研修ということでございますね。やはり、私がぜひ求めていきたいのは、学校教育現場でカウンセリングマインドというものを使って傾聴のことを言っているようでございますが、これを全教職員のスキルを磨く練習なり、そういった意識づけを行っていただきたいと感じておりますが、答弁の時間の都合なのかもしれませんが、こういったものの実践またはお伝えしている場所があるのかどうか聞かせてください。

議長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問ですが、確かに教職員の傾聴といいますか、生徒が悩みを持って訴えたときに、子供自身を中心にするのではなくて話を聞いているうちに自分の経験から話し出すということがあると思います。やはり、そのことについて例えば教師というのは子供の話を聞いていると言いたいことがたまってきている。それをどうしても抑え切れずに話してしまう。そうすると、子供たちはもう話さないという壁をつくってしまうんですね。

ですから、現在学校関係のほうでは、生徒指導の3機能というものがございます。自己決定の場を与える、2つ目については自己存在感を与える、そして共感的な人間関係をつくるという、生徒指導の3機能ということがここ数年来ずっと、声高に指導なり研修の場で掲げられております。これについては学校、教育指導の場、教科指導の場でも同じような形で、生徒指導だけではなくて教育活動全般でこの生徒指導3機能を取り入れて行うということがありまして、例えば自己存在感を与える場であれば、名前を呼んだり目を見て話すなど生徒に存在感を持たせるようにしますという、これは指導の手引きなんですけれども、中にあったり、あるいは笑顔ということがありますが、称賛あるいは承認、励ましを笑顔を持って行うということ。それから、いの熱心に相手を聞くということなんですけれども、たどたどしい言葉で生徒が話してもしっかり最後まで熱心に聞いてあげる、そして言い終わるまで聞くあるいはうなずいて聞くということで、先ほど議員さんがおっしゃったあいうえおということが、これはソーシャルスキル教育の中での言葉だと思うんですが、学校現場でも現在そのことを大事

にして全教職員が意識をして取り組んでいる状況にあります。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

やはり、問題解決に当たりまして正しい原因のもとで問題解決に当たるかというのが一番です。そういった中でやはり初期対応と申しますか、対応した先生がうまく傾聴できていないと、やはり違った方向の対応でますます深みにはまってしまっているのかなと感じております。とはいっても、教職員の方もいろんな業務をお持ちの中でやる、ここが最大のポイントだと思います。そういった中でやはりそういったものを後回しにしてもと言ったら語弊がありますが、やはりそういう向き合う時間にはきちんと向き合う姿勢が大事だと感じております。

昨日も、メディアがむしばむという関連の、子供の脳をむしばむという講演があった中でやはりそういったものに対応するのが、気がついた大人がどういった次のステップにその子を行動を起こさせるかということが重要、信頼できる大人、これをメンターという話で言われていましたけれども、やはり教職員が最初に対応する中で信頼できるメンターでなければ正しい原因のものと原因究明ができないということで、あります。

とはいっても、やはり子供の性格もさまざま、もちろん教職員といえどもさまざまな性格をお持ちだと思います。そういった中で性格が合う、合わないというものもあるかもしれません。しかも、ただそこは聖職者として自分を殺してまでもそういったものをきちんと聞いて自分の考えを押しつけない、自分の経験上からは言わない、そういった訓練を日々やっていかなければいけないと思います。もちろん、そういった制度もまだない中で、研修会等で触れているとは言いますが、まだ実技的にはどのようなものかという疑問、残すところですが、今後そういった実技的なものを考えているのかどうかお聞かせいただきたいところです。

議 長 (馬場久雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまの実技的なこととありますけれども、学校内では生徒指導担当者が中心になって研修会を行っていきまして、ケース、ケースでの対応の仕方について話し合いを持っております。一般的に、生徒指導研修会とか県の研修会はありますけれども、一番は学校でその児童・生徒に合ったような個別対応ができるということが必要だと思います。それも1種ではなくて多様にわたる接し方があると思います。ただ、何といっても基本になるのは傾聴の部分が一番だと思うんです。その原点を見失わなければある程度の事態には対応できると考えておりますので、まずは学校での研修の充実を図っていききたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)  
児童・生徒が悩み苦しみ不登校とか、そういったものにならない学校づくりを今後ともつくっていただくことを願い、3件目、全体の一般質問を終わります。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。  
ここで、暫時休憩します。  
休憩の時間は10分間といたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時43分 再 開

議 長 (馬場久雄君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)  
それでは、一般質問させていただきます。  
1件目でございます。本町における子供の貧困率を調査し政策に反映すべきでは。

昨年9月の一般質問で子供食堂に関する提案をさせていただきました。子供の貧困率は6人に1人から7人に1人に改善されたとの報道でございますが、各県や市町村ではばらつきがあると考えます。神奈川県川崎市などでは貧困率調査を行い、独自の施策を行っております。本町でも貧困率調査を行い施策に反映していくべきであると考え、以下の点を伺います。子供の貧困率調査をし、さらなる児童・生徒への福祉施策の充実を図ってはどうか。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、初めに子供の貧困率でございますが、2016年国民生活の基礎調査が公表されまして、子供の貧困率、2015年時点では13.9%、前回調査2012年より2.4ポイント低下して、12年ぶりに改善したとの報道がなされたところでございます。先ほど議員さんもお話しのとおりでございます。

子供の貧困対策につきましては、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子供の貧困対策を総合的に推進することを目的といたしまして、平成26年1月に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行されました。また、子供の貧困対策に関する大綱が平成26年8月に策定されました。

宮城県では、子供の貧困対策の推進に関する法律第9条に基づいて子供の貧困対策に関する大綱を勘案の上、宮城県が実施する子供の貧困対策について宮城県子供貧困対策計画を平成28年3月に策定いたしました。計画では、計画期間を平成28年度から平成31年度までとしまして、計画の推進に当たっては関係機関が情報を共有して全県的に取り組まなければならない課題であることから、施策の推進や実施に当たっては市町村及び市町村教育委員会と十分な情報共有を図るほか、政令指定都市や福祉事務所設置市等との適切な役割分担のもとに、緊密に連携していくこととしております。

今年度、宮城県では生活困窮世帯の子供に対しまして基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止することを目的として宮城県子供学習支援事業を実施しております。この事業につきましては、仙南保健福祉事務所及び本町を含みます仙台保健福祉事務所管内の町村を対象地域として生活保護世帯、就学

奨励費用受給者世帯、児童扶養手当を受給する世帯、生活困窮者自立支援法第4条に定められる生活困窮者自立相談支援事業において自立相談を行った者が属する世帯、そのほかこれらの世帯に準ずる世帯を対象に、居場所づくり事業、学習支援事業、進学に関する相談支援事業、児童等の世帯の生活上の相談支援事業、保護者への養育支援事業、子供食堂を実施する内容となっております。

本町では児童・生徒の就学奨励として教育の機会均等の趣旨にのっとり経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して援助をしております。その対象者は生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める準要保護者を対象としております。要保護者では、生活保護費の教育扶助に含まれていない修学旅行費を交付し、準要保護者へは学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を交付し、経済的な援助を行っております。また、児童が安心して医療が受けられるよう安心子育て医療費助成事業の助成対象年齢を18歳年度末まで拡充し、私立幼稚園の保護者の所得に応じて入園料、保育料について補助を行う私立幼稚園就園奨励費補助事業を行っております。

子供の貧困対策につきましては、制度が一体となって取り組むこととされております。宮城県においても子供の貧困対策計画に基づき対策が講じられている状況であることから、関係機関と情報を共有して連携を図りながら進めていくことが必要と考えております。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、何点か再質問させていただきたいと思います。

1点目、最初に確認させていただきたいんですけども、今のご答弁ですと今の枠内で生活困窮者というか、そういう方への援助、補助というのは本町では足りている、要は貧困率等は町で独自で調査をする考えはないということによろしいのかをまず1点確認させていただきます。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

足りているとか必要がないということではなくて、今やっている、今は市でそれで  
独自でやるんですが、今それぞれの保健所管轄でのエリアの中でそういった活動を一  
緒にやっておりますので、その中で一緒にやっていくという考えでございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

わかりました。ということでございますけれども、ある調査ではひとり親家庭の貧  
困率というのは50%を超えるという調査もあるようでございます。ということは、そ  
の中に全てが、要は生活保護とか援助を受けている方全てを私は、その中に入っ  
てきているものではないと思うんです。そして、やはり貧困率というのは子供が貧困  
しているんですけれども、親が貧困状態にあって必要なものを食べさせられないとか、  
服を買えないとか、そういうことが起きているのではないかと思うんですけれども、  
貧困ということについての町長のお考えをまずもう一度ご答弁いただければと思うん  
ですけれども、子供の貧困ということ。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

貧困というか、この考え方につきましてはいろんな考え方があるのかもしれませんが  
けれども、一つの考え方の統一性といいますか、そういった率とかを見るに当たって  
は基準は同じに考えていくのが一つの見方ではないかと。それが全てかどうかという  
のにはいろんなご意見があろうかと思えますけれども、今の貧困率とかの見方につい  
て全国共通というかそういう形で見えていたところでございます。基準としてそれが一  
つではないかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

そうですね。各地域それぞれいろいろ事情が違ったり仕事があつたりなかつたりということもあるんだと思いますけれども、いずれにしる犠牲とは言いませぬけれども、あおりを受けるのはやはり子供たちが貧困についてはあおりを受けてしまうのかなど。

欧州では貧困率というよりも剝奪指標という考え方があるそうです。いわゆる、子供さんが海に行ったり遊園地に行ったり、どこかへ遊びに行ったり、そういう機会がない。それを基準にして、余力といいますか、どこかに遊びに行ったりするのがない場合にそれをまず基準として、それでアンケートをとって、その子が貧困状態にあるのかどうかということ进行调查しているようでございます。

私もこういうやり方もあるんだなと思って、非常に参考になったわけでございますけれども、いろいろの中で先ほどご答弁いただきましたけれども、その対策の中に本旨と言ってもいいのかもしれないけれども、子供食堂というご答弁もございました。昨年、私質問させていただいたときはたしか石巻に2カ所ぐらいしかなかったんですけれども、今年度ちょっと違う研修で行かせていただいたら仙台市内にもう20ぐらいできていまして、またさらにこれからもふえていくということのあるNPOさんから聞いたところでございます。

私、素直に感じたところはそんなに貧困の子供がいるのかと本当にびっくりしたのと、それだけ需要があるんだなと思ったところでございます。だんだん、その子供食堂の考え方とか内容も大分変わってきておまして、最初のうちは本当に食べるのもできないような子供たちを対象に、無料または安価な値段で出していたところでございます。最近は地域の独居のおじいさんやおばあさん、または子供食堂に来る子供さんのお父さん、お母さんがいらっしゃって新たなコミュニティーの形成をしているということをNPOさんからお伺いしました。その辺、町長少しも何か研究されたことがあるのであれば、そのようなお話を聞いたことがあるとかないとかご答弁いただきたいですけれども。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

食堂という場面につきましてはこの間ご質問いただきましたし、そういうものがあるということは認識しております。数がふえたということについては、そんなにふえ

ているのかなと、今聞いて思いましたけれども、この前新聞に載っていましたが、県内の子供食堂の説明会とかああいうのをやるということでNPOさんとか、そういう方々に声がけをしてやっておられると伺っております。

そういった中で、先ほども言いましたけれども、県の町村の場合は保健所単位でと申しましたけれども、ここでも今やっております、大和町でもさっき言った方々にお声がけをして応募になった方について居場所の提供とかあるいは月1回でしたか、食事の提供とか、そういったことに努めているという状況は認識しています。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今、ご答弁いただいたとおり、いろんなところで雨後のタケノコのごとくとは言いませんけれども、子供食堂、続々とつくっておられるようでございます。その中で続きでございますけれども、私がNPOの方に伺った何が一番大変ですか、食べ物ですか、お金ですかと伺ったんですけれども、施設が、一番は施設なんですというお答えでした。ということであれば、私去年も述べさせてもらいましたかもしれませんが、町の空き店舗とかそういう調理ができる施設、例えば防災センターとかふれあい教育センターもそういう施設がある。そういう施設でもしNPOさんなり、どなたかやりたいといった場合は可能ですよね。お伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これまで、そういったお話は特段ございませんが、そういった施設を使うことは可能だと思います。先ほども言いました、今やっているやつについてもまほろばホールでやっております、食事はあそこでつくっております。ですから、そこにお手伝いしてもらって子供さんが来たり、それで居場所づくりとか、そういった循環をしているということです。ただ、定期的に決まった時間といった場合にはなかなか難しいところもございますけれども、例えば今配食センター、ああいうの、そういう場所で皆さんに共同で使ってもらってということでございますので、そういった利用については

当然可能です。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

可能ということでございます。本当に今子供食堂が多様化というか、多機能化しておりまして、もうコミュニティー形成の場になってきているようでございます。そして、そこにお年寄りの方々、またお父さん、お母さんから非常にお話もできるし、おじいさん、おばあさんはいつも一人でいるのに子供たちの元気な姿を見て元気が湧いてくる。子供さんたちは子供さんたちで、大学生のボランティアの方が入って勉強を教えてあげたり、要は昔のおせっかいを焼くというか、そういう方の機能に子供食堂がなっているという部分があるんだと思います。

今後、やはりこういう場も一つのコミュニティー、人と人がつながる場というお考えを持っていただければ、非常に町にとってもいいのではないかなと思うんですけども、もう一度その辺お考えをお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今おっしゃっていることにつきましては、言葉が悪いかもしれませんが、貧困の関係の対応だけではなくて、そういうことによっていろんな方とおつき合いができて、そういったコミュニティーが広がっているのではないかなというお話だと思っております。確かに、そういった形で地域の方とかNPOの方とか中心になってやられる、町が場所を提供とか、そういうこともあるかもしれませんが、そういう中でコミュニティーの形成ということは、今特に核家族だとかそういうことも言われている中でもありますので大変結構なことだと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

力強いお言葉をいただいたと思うところでございますけれども、まずは貧困、子供たちが本当に地域で育てていくという気持ちを持って、町もやはり一番最後の支えになるのは町、行政なのかなと思います。一人でも貧困で人生とは言いませんけれども、将来が奪われることのないように今後もぜひその辺、さらに研究を進めていただいて、そういう子供さんがいないようにというか、出ないようにしていただければと思うところでございます。1件目は以上で終わります。

議長 (馬場久雄君)

2件目をお願いします。

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、2件目でございます。イノシシの皮を革製品にして販売すべきでは。

本町では年々イノシシの被害が拡大し、本年度捕獲頭数も100頭を超えたところがございます。捕獲したイノシシの処理は有害鳥獣実施隊に任せているということがございますが、肉は放射性物質の影響により流通することができません。しかしながら、獣皮はなめして加工ができます。廃棄物の有効活用や有害鳥獣実施隊への補助の強化策にもなると考えて、以下の点を伺います。

- 1、処理を円滑に進めるため、簡易的な処理施設を設置してはどうか。
- 2、イノシシの皮革を加工、販売する考えはないか。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに本町のイノシシの捕獲頭数は平成26年度は18頭でしたが、27年度に46頭、28年度は96頭、ことしは11月末現在で119頭でございます。そういった状況で被害も急増している状況下でございます。捕獲したイノシシの処理につきましては、現在有害鳥獣実施隊にお願いをしまして土中埋葬処理を行っております。県内で捕獲されたイノシシは先ほどお話がありましたけれども、放射性物質の問題で食用に活用することは困難な状況でございますが、町内

で捕獲したイノシシの肉から放射性物質の基準値を超えたものはございません。

解体処理施設は、駆除したイノシシを10キロから15キロ単位に解体して冷凍保管した後に、焼却施設に運搬し焼却処理を行うものでございますが、最近では野生鳥獣肉、ジビエを運搬できる移動式解体処理車が開発されております。移動式解体処理車は、2トントラックを改造して枝肉を保管できる保冷室や内臓を取り除いて皮を処理できる作業室も備えているもので、1台当たり1,800万円ぐらいの価格のものでございます。解体処理施設につきましては県内で白石市、蔵王町、川崎町の3市町で処理しておりますが、施設から遠い人は利用しにくいことや、ごみ収集業者が直接搬出し、焼却施設へ運搬するための別途費用がかかるなどの課題もあると伺っております。このような状況でございますので、本町において今後捕獲頭数、ふえると思いますが、その推移を見ながらそういった施設の設置の必要性について研究してまいりたいと思います。

また、次にイノシシの皮の加工、販売についてでございますが、全国的に見ましてイノシシの皮を有効かつ利用された事例が余りない状況下でございます。イノシシの皮は耐久性、耐磨性、通気性等にすぐれていて、財布等にするとしっとりとなじむ感覚が魅力であるとは伺っております。本町でも昨年夏に皮の加工を試みましたが、皮脂が厚くて皮を剥ぎ取る際に傷をつけてしまうことや、なめし加工費用が個体の大小にかかわらず同じであることから、技術面やコスト面で課題がありますことからこれは今後もう少し調査といいますか、研究していきたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

イノシシ、何度も何度も同僚議員、先輩議員も質問しているところでございます。本当に厄介で昨日も京都で3頭ぐらい走ってなんか大変なことになっていたなと思うところでございます。本町でもほぼ毎日イノシシの目撃があるような現状でございます。先ほど町長ご答弁いただきましたけれども、捕獲頭数ふえていくと思います。その中で、あえてこの質問をさせていただきました。

やはり、ご答弁いただいたように、焼いたり土に埋めたり、あとは鳥獣実施隊の方々食べられる部分を食べたりということでございます。ほぼ、ごみとは言いませんけれども、廃棄物に近い扱いでやらなきゃいけないという、非常に処理に関しても大

変な状況になっているかと思います。その中でご答弁いただきました一昨年でしたか、イノシシの皮の加工を試みた、しかしながら、やはりさばくときに傷をつけてしまったりということがあるというご答弁をいただいたんですけども、事例としては結構今いろんなところでやっているんですね。例えば、福島ではダイハツさんが、企業名、済みません、キーホルダーにしてネームホルダーですか、利用することを開発されていたり、石川県あたりですとイノシシ皮をブランドにして使っていこうとしているようです。製品にしてお店で定期的に安定的に出すという考えにとられると、なかなか難しいということになってしまうのかもしれませんが、100頭もとれていいますから、その中で例えば半分ぐらいはちゃんとというか、傷をつけないでとってそれを製品化して、例えば名刺入れにしたり、今職員の皆さんがされているネームホルダーというんですか、それを例えばイノシシの皮にしたりとか、我々も名刺入れ使いますからそういうものにしたりとか、需要はあるのかなと思うんですけども、どうしてこう難しくやらないということになってしまったのかなと思うんですが、やはりこの部分に尽きるんですかね、加工、傷をつけてしまうとか脂が多いとかそういうところに目が行ってしまってできなかったのかな。その辺、町長どのお考えか。もう一度。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皮にしてしまえば多分いろんな加工ができるんだと思いますけれども、そこまでの過程でコストが高いということについてがどうしても出てくるんだと思います。それから何ていいますか、イノシシってどこにでもいるんですね。逆に、大和町特産ではないという、やり出すとなかなか特産品になりづらいというのがあったりもするのではないかと。例えば、製品にして、皆さんでやってきた場合に大和町だけにいるというんだったらそういうのがありますけれども、おっしゃることよくわかるんですけども、そういった製品としたときにそういうことの課題もあるんだと思っています。

ですから、一概に高いからだけということではなくて、うちのほうでは1回やってみたわけではありますが、なかなかそういった課題があるということです。だから、研究するという言い方になってしまうのですけれども、皮屋さんも来る、そばにもいる、製品屋さんもいろいろな話があるようでございますので、そういった方々の意見を聞

くとか、皮にして皮ばかり余って今度何にするんだという話になってきても、流通とすればそっちまで行かないと、製品として販売するについては需要と供給のこともあります。そういったこともあるのではないかと。

確かに、我々も考えるところはどうしてもイノシシの肉をジビエ的に、今放射能で難しいですけども、そういう活用ができないかと皮の製品ができないかとか牙を何とかできないかといってとってもらったんですが、牙をとるのは大変らしいんです。あれでキーホルダーか何か。そうしたら1匹に2本しかないので、これこそ効率が悪いみたいな話になりまして、いろいろ考えてはいるんですけども、課題がいろいろありますので、そういったものを整理しながら何かいいアイデアがあったらぜひご提案いただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

なぜこういうことを言うかということ、廃棄物状態で今やっているわけじゃないですか。実施隊の方々も高齢で、若い方入ってきているとはいえ、平日夜朝限らずイノシシ出てきてわなにかかたりしてそれを見回ったりするというので、ある程度イノシシを捕獲することで商業とまではいきませんが、それで幾らかでも足しになるというか、仕事休んで行かれる方もいるかもしれません。足しになるようにやはりこういうものは使えるものは使って、少しでもそんなにもうけると私は言いませんし、ブランド化までも言いません。少しでも、そういう駆除してくれる方々に補助ができるんじゃないのかなという思いで質問したところでございます。

その上で処理施設についてもお話を、ご答弁いただいたところでございます。よく調べていただいたなど。1,800万円ですか。確かにあるんです。多分使っている自治体もあるかとは思いますが、これは有利な点はそこまで行けるんですね、車ですから。捕まえたところまで持っていけるのでそこでもうすぐさばけるということで、非常に値段は高いんですけども利便性がよくて、新たに施設をつくるよりもいいのかなと思うところでございます。

私も、これから捕獲頭数まだまだふえるのかな、毎年ふえていくのかなと思うところでございますし、大和町も柵をつけたり電柵を検討されたりとかいろいろやっておりますが、最後は頭数減らさないとどうにもならないのかなと思うところでございま

す。

施設については、例えば今町有の施設で空き町有施設というんですか、そういうものでこういうイノシシを解体できるような施設というのはあったりしないですかね、もしおわかりなら。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

既存の施設でというお話でございます。ちょっと、今イノシシを解体できるというのはぱっと思いつかないところですけども、よく考えれば出てくるかもしれません。ちょっと思いつきません。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

もし、そういう施設があればそういう施設を使うことも検討していただきたい。やはり、少しでも実施隊の方々も負担を軽減できるのであれば、いろんな方策を使って頭数を減らすことに使命を燃やしていただきたいし、実施隊というすばらしい隊を組んでいただきましたので、イノシシの皮につきましても私が聞いたところではなめすの5,000円ぐらいだというお話もあるので、5,000円というと余り、そんなに私は高いとは思わないですね。ただ、大きさがばらばら、小さくても大きくても5,000円だということであれば、大きいイノシシを捕まえたときは、皆さん皮うまく剥いてくださいと、それを使いますよ一言かけていただければ、実施隊の方々もそれなりにやっていただけのかなと私思いますから、本当にこれはもうただ捨てるのではなくて活用方法、有効方法というものを考えるべきときにもうとっくに来ているのかなと思いますので、今後ともいい方向に調査研究をしていただければと思うところでございます。以上で2件目を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

続けてお願いします。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、3件目。

本町のいじめ対策は万全か。10月27日付の河北新報でございます。いじめ宮城ワースト3位というショッキングな報道がなされたところでございます。2013年に施行されたいじめ防止対策推進法で、いじめの定義が裾野まで広がったとはいえ、看過できないものと考えます。そこで本町のいじめへの対応策など以下の3点についてお伺いをいたします。

本町で昨年いじめに該当する事案はあったのか。

2つ目、児童・生徒へのいじめに対する教育は十分か。

3つ目、教職員への指導や負担軽減の対策は十分か。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、本町のいじめ対策が万全かについてのご質問にお答えいたします。

いじめ宮城ワースト3位の報道記事は、平成29年10月26日に文部科学省が公表した平成28年度児童・生徒の問題行動不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査結果に基づくもので、都道府県別いじめ認知件数の1,000人当たりの認知件数では、京都府96.8件、宮崎県85.7件に次いで宮城県は全国で3番目の77.9件となっております。いじめの具体的な内容は冷やかしからい、悪口や嫌なことを言われるが全体の62.5%と最多になっています。

いじめ防止対策推進法では心理的、物理的な影響を与え、心身の苦痛を感じさせる行為をいじめと定義しており、社会通念上のいじめより幅広い定義となっておりますので、全国の小中学校におけるいじめの認知件数は小学校23万7,921件、前年度は15万1,692件からして57%の増、中学校は7万1,309件、前年度は5万9,502件ですので、20%ほど増加している状況にあります。

さて、本町の平成28年度はいじめ認知件数は小学校3件、中学校11件で前年度と比較して小学校で1件増加、中学校は3件増加しています。いじめの認知のきっかけは、被害児童・生徒の保護者からの訴えや学校でのアンケートです。認知後は関係者から事実確認を行い、加害児童・生徒への個別指導や学級内での全体指導を行っております。

す。また、いじめの事実を被害家庭及び加害家庭へ連絡し、家庭内での指導もお願いしております。

児童・生徒へのいじめに対する教育としては、道徳教育の重点目標にいじめ防止をつけており、命を大切に命の授業にも取り組んでおります。また、学校内でのいじめをなくす標語展の実施や、学校の枠を超えていじめ防止の具体策について話し合い、宣言としてまとめ発表する宮城小中学生いじめ問題を考えるフォーラムや、宮城小中学生いじめゼロCMコンクールへの参加などを通して、いじめ根絶に取り組んでおります。

教職員の研修としましては、宮城県教育委員会が発行したいじめ対応研修テキスト、いじめ対応手引きによる校内研修を各学校で実施し、全教職員で共有しております。また、仙台教育事務所から教科指導を受けるため、年1回、指導主事の学校訪問を要請しておりますが、その際には必ずいじめ問題に関するグループ討議などの研修を取り入れております。

教員や学校には小さな芽の段階でいじめを認知し、適切に指導することが求められておりますが、一人一人の教員が抱え込むことなく、校内のいじめ防止対策委員会等を開催し、学校組織としていじめ問題に取り組んでおります。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ご答弁をいただいたところでございます。残念ながら、本町でも28年度いじめ認知あったとご答弁をいただいたところでございます。いじめ防止対策推進法のもとで裾野が広がって早期発見なのかわかりませんが、多くなったのかなと思いますけれども、その中で差し支えなければ悪質な事案というのはあったんですか。中学校11件、小学校3件の中。

議 長 (馬場久雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

どのような形でいじめが行っているかということについてお答えしたいと思います

が、28年度、町に報告があり、県に報告した内容ですけれども、小学校3件ですが、にらまれたとか仲間はずれ、からかいが3件、中学校について冷やかし、からかい、たたかれた、すれ違いざまに体がぶつかったその他ということで家庭環境に関する事案も出ておりますが、全て指導の結果解消していると報告を受けて、現在再発はしていないということを聞いております。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

お伺いすると、本当にそのお子さんと相手の捉え方によっても大分それがいじめなのか、本当にぶつかったのか、かなり微妙なところもあると思います。そういうところまで手が届いて、目がですか、届いているのかなというのと同時に、改善されているということでございますけれども、なかなか本当にいじめってなくなるんだなと、特に昨年、仙台では子供さんが自殺までされていると、我々も非常に心を痛めるところです。子を持つ親としても非常に悲しい事案だなと思うところでございます。

その中で、このようにいじめ防止対策推進法が施行されて、小さな芽まで摘むようになったということでございますけれども、この基本的政策の中で、早期発見のための措置というのがあると思うんですけれども、そこについては大和町ではどのような対応をなされているかをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

早期発見の措置ということですが、何よりも早期発見というのは子供たち、小学校1年生から中3までおります。小さな子たちはなかなか訴えるということが苦手な子もおります。その場合は、担任がやはり常に朝から帰りまで子供の様子を見ています。あるいは、朝来たときに表情が変わっているお子さんもおりますので、あるいは1時間目と2時間目の様子の違いもあります。あるいは、中学校であれば現在休み時間に教員次の時間授業のない教員はすぐに職員室に入らないで廊下で子供たちとの接触をするということで、何かあればいつでも先生にちゃんと相談ができるという形

をとって、まずは一義的に先生方の感覚と目あるいは耳あるいは子供との信頼関係の中で見ていくということが一義的だろうと思います。あるいは、常に先生にこんなことがあったよということで話せるような学級づくりあるいは保護者との信頼関係をつくっていくということなんだろうと思います。

定期的になんですが、月1回、いじめに関するアンケートを全ての児童・生徒に出してありまして、町独自のアンケートとは別に学校独自でアンケートをつくって複数の項目で校長がチェックしている学校もあり、そのことを校長会議で共有しながらよりよい方法、やはり対策で万全ってないと思うんですね。いじめに関しては幾らやっけていてもやはりこちら側はそれ以上のことを考えていかなければいけないだろうと思います。そんなことでまずはこれまで学校の教職員、学校組織で子供たちを見ていくということを一生懸命やっけてまいりました。これからも継続して実施したいと思います。

議長 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今ご答弁いただいたのは、3要旨目でもう一度お伺いしたいと思います。今、1要旨目につきましては理解をしたところでございます。

先ほどご答弁いただいた中で、命の授業ということ、取り組んでおられるということでございます。またいじめをなくす標語展、非常にいいのかと思いますただ、やはりいじめというのは、先ほど教育長おっしゃったように複雑でなかなか見つけにくくて潜り込んでいくという性質のものだと思うんです。だんだん見えなくなっていくように陰湿になってくればくるほど、お子さんたちは言えないし、抱え込んで最後はみずからの命を絶ってしまうということがあるのかと思います。親にも迷惑かけたくない、先生にも言えば、例えば先生に逆のことを言われたりという事案も、全国ではあるようでございます。そういうことがないように、本当に宮城県、大和町ですから、大和町の先生方、教育長からやはりいじめられる側は私は悪くないと思います。いじめる側が100%悪いと思いますので、その辺も含めて子供さんたちへの授業の中でもいじめることは悪いことだよとはっきり言ってあげるのがいいのかなと、私思いますので。もし、なかなか言えないのであれば、やんわりとそういう言い方をしてもいいのかなと私は思うところでございます。

それでは、今言った3要旨目です。早期発見って、一言で推進法の中では簡単に早期発見なんて書いているんですけども、これが一番、要は最初の芽を摘むというのが大変であって、昨年のいじめの認知件数ということでもきっかけは被害生徒や保護者の訴えということで、ということはもう既に少しはいじめられている状態に陥っていた子もいるのかな。それが早期発見なのかどうかは別な話ですけども、いじめに関しては本当に初期の段階、一番苦しくなる前と言ったらいいんですか。いじめの認知の時点で苦しいのかわかりませんが、その時点で早期発見をするということが大事なかと思えます。

ただ、今先ほど教育長がおっしゃった中では、先生の、3要旨目に入りますけれども、先生の負担が物すごく大きいんじゃないかと、私思うんですよ。例えば、学校の中でいろんな日常業務をこなして、その上で子供さん一人一人、それが仕事だからといえばそれまでなんでしょうけれども、子供さん一人一人の表情、朝起きたときの、教育長おっしゃること、全くもっともだと思えるんですけども、果たしてそこまで先生に全てを、何ていうんですか、お願いした場合に先生の負担って物すごく大きいかなって、3要旨目に先生方の負担軽減対策は十分かということを入れさせていただいたんですけども、現状で教育長としては先生方の負担が軽減されていくという認識なのかどうかお伺いしたいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えします。ただいまの質問の前に、いじめについて絶対だめだぞということがなかなか大きな声ではと言われましたけれども、やはり今年度4月当初県内の残念な事案がありまして、校長会議の中では命を大事にすることを第一に考えた教育をやってくれと。その中で、國恩記の中に人間が人間を苦しめてはならないという部分があるんですね。そのことについても今回は、までえにという社会教育で出している便りの中に、11月1日教育の日付中に人間が人間をいじめてはいけないという國恩記の言葉を引用して、それを校長会議の中でも話をし、大和町の中では決して人が人をいじめないような人間関係をつくろうという話をしました。

今、本題ですけども、教職員の負担ということがありますが、一番はいじめが広がらないような学級風土、学校の状況をつくれば、ある意味先生方の負担が軽減され

ると。つまり、よい学校経営、学級経営をすることが生まない基本になるんだろうと思います。

町としては、アイチェックというものを現在行っておりまして、アイチェックというのは子供たちの心の状況を理解するという、学級づくりに寄与するという1つの総合質問の調査なんですね。これも教育委員会でやっている標準学力テストと並行して行っている調査です。内容を紹介しますと、その中で3つのカテゴリーに分かれているんですが、その中にリスク管理という部分があります。そこにいじめのサインということで8項目、対人ストレスという部分で7項目という質問項目がありまして、それを全ての子供たちに書いてもらいます。質問に答えてもらいます。それをもとにして学級の状況、最初はレーダーチャートが出てきまして、いじめがあるかないかという部分がレーダーチャートの中のひずみとして見えてきます。その後、今度は学級全体の、40人なら40人の子供たちの位置を自己肯定感と学校適応といういじめ対人ストレスという縦横軸でとりまして、左下に来ている子供たちについて課題があると。そして、先ほど話したようなたくさんの質問項目ありますので、それを個別に見ていくと表示として逆三角形が出てくるんです。そうすると、単にいじめ以外にも人間関係で悩んでいたりストレスを持ったりということで、学級の全体、個人を把握し、この調査、5月に行いますのでこれについてはそこで学級の状況なり子供の心の状況が把握でき、早期に対応するという、単に月々のアンケートだけではなくて総合的な質問から学級の様子や子供の様子を把握するというところで、今年度は夏にこの調査書をつくった先生に来てもらって、どのように活用していくかという研修会を行いました。そんなことでこれで十分じゃありませんけれども、できることはまずもってやっていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

本当に、この問題は非常に人間の根本というかそういうところにもかかわってくるような、いじめって問題だと思うんですよ。やはりなくさなければいけないというものですので、それに携わる方、いじめをしちゃいけない、いけないことだと、今後も教育をしていただいて、またもし仮に重大な事案があった場合には隠さず、随分隠すと後から後からいろんなものが出てきたり、ああいう対応は非常に見ていて腹立たし

いので、もし仮にそういう事案があった場合には早目に対応していただいて公表して  
いただいて、対応していただきたいと思います。最後に、教育長、一言何かあればご  
答弁お願いします。

議 長 （馬場久雄君）  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）  
ただいま、議員さんがおっしゃったとおりだと思います。やはり、子供第一に考え  
てどの子ども学校が楽しい、大和町で生活することが楽しい。大和町で育って学び、そ  
して巣立つ子、いるんでしょうけれども、いつかまた大和町に帰ってきて大和町の住  
民として一生懸命生きるような人づくりをしていきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）  
未来ある子供たちがこのようないじめ等で命を絶つことがないように、そして健やか  
に育つことを願って、また教育行政も先生方の負担が少なくなるように祈念いたしま  
して一般質問を終わります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を続けます。6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）  
久しぶりに一般質問をさせていただきます。午前中の残り時間はあと20分ほどなの  
でちょうどいい、私の当てられた時間はちょうどいいのかなと思ってはいるところ  
ですが。

まずは、1問目の質問をさせていただきます。

西川の河床掘削を強く要望してはということでございます。西川は県管理で吉田川

に合流する1級河川であります。吉田川は平成27年9月の関東・東北豪雨により被害を受け、国管理の部分は河床掘削、遊水池事業も進みつつあり、さらに今年度は県管理の吉田川上流部の床上浸水被害解消のため対策事業の着手の運びとなりました。一方、西川は吉田川との合流地点より土砂が堆積、その上に雑木が生い茂っており、流れが阻害されていると思われます。さらに、付近では県道塩釜吉岡線があり、平成27年9月の関東・東北豪雨はもちろんのこと、ことしの台風21号でも大崎地区県道での通行どめの措置がとられております。西川の土砂堆積と大崎地区県道の冠水との関連性は定かではありませんが、西川の河床掘削により大崎地区の冠水も緩和されると思われませんが、防災、減災の意味でも県に強く要望してはあるいは強く要望していただきたいと思ひ、町長の所見をお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、1級河川鳴瀬川水系西川につきましては1級河川鳴瀬川系吉田川の支流で上流端であります富谷市富谷字大清水上1番地先から富谷市内を流れます赤石川、長柴川、板坂川が合流して、大和町内では鶴巢鳥屋地内で小西川が合流し、大和町鶴巢大平地内で国土交通省管理の吉田川に合流する宮城県が管理する河川でございます。

本町といたしましては、これまでも河川の改修促進及び維持管理の推進に対する要望等につきましては、4市5町1村で組織しております江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会などを通じまして要望活動を行ってきているところであり、特に平成27年9月の関東・東北豪雨による吉田川の溢水被害等への対策につきましては、急務と考え強く要望を実施しているところでございます。さらには、西川を初めとします町内の1級河川につきましても、河川の洪水流下の阻害要因となります河道内樹木の伐採と、河川管理のより一層の推進を図っていただくよう、管理者であります宮城県知事に対しまして要望活動を行ってきているところでございます。

平成27年度からは、国土交通省におきまして吉田川上流地区河川改修事業等による河道掘削工事が実施され、整備が進められております。本年度におきましても、西川の下流に位置し吉田川にかかります東北新幹線橋梁の下流部より、大郷町の粕川大橋上流部までの区間において実施されております。西川の管理者であります宮城県に対

しましては、国土交通省が実施しております河道掘削が、西川にどのような影響や効果をもたらすかと現状の確認もあわせて、計画的な河床掘削につきまして要望活動を行ってまいりたいと考えております。

議長 （馬場久雄君）  
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

答弁をいただきました。要望活動を行ってまいりますということですから、再質に入る必要も私はないんですが、それではちょっとつまらないので若干再質をさせていただきます。

平成25年12月定例会で、先輩議員である大崎議員が再質問をしました。雑木撤去を県に要望してはという題目で質問をしました。そのときには、仙台土木事務所に実情を伝え、撤去を要望していくという部分の答弁でありました。平成25年ですから、4年前ということになりますが、恐らくその前からもそういった要望活動を先輩議員の方々はやってきたのであろうと。さらに、今回4年後の私、きょう私がそのことをしました。

一切進んできていない。去年、おとしあたりから9.11も含め吉田川の災害があり、ことしになって高田橋から上流の県管理の部分もされて、2日ほど前に着工式があったと、私も参加させていただきましたからわかりますが、非常にいいことなんだろうなと思ってございますし、これからの大和町の災害は大分減っていくんだ、特に水害に関しては大分減っていくだろうなと思ってございます。6年計画、さらには5年計画と年度はかかりますが、それも治水に関していい傾向に行っているんだろうなと思ってございます。

その中で西川は大平地区内で合流する部分であるんですが、吉田川は整備をされてくる。合流する地点から西川を見ますと、大分土砂も堆積、柳の木から雑木がかなり生い茂っております。質問にもありましたが、県道が通っております大崎地区内200ミリ、300ミリの雨が降りますと大概は通行どめになります。我が大和町内でそのぐらいの雨が降っていち早く冠水をし通行どめになるのは、蒜袋線と鶴巢の大崎地区なんだろうなと思いますが、特に今回は大崎地区に特化して質問させていただきますが、冠水をすることによって、冠水をする原因は何なのか。町として把握しているのかどうなのか。その辺のところ、まず町長にお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

冠水の原因ということでございますが、これがという決定的なものを持っていないと思います。川ですので総合的なものが上がってくると思っておりますけれども、その中の一つとしましてはさっき言いました河道が上がっている、河床に堆積土があるとか、雑木があるという、これも大きな要因の一つだと思っておりますし、例えば周りの上流部の開発の問題とか、そういったこともあろうと思っております。したがって、これがということということでこれが一つというのではなくていろんな要因があるんだろうと思っておりますが、その中の大きな要因としては河床の問題あるいは上流部の開発の問題、下流の受け入れの問題といえますか、吉田川の。今度直すところですか。そういったものではないかと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ありがとうございます。1つの原因と今町長おっしゃいました。大崎地区あるいはその辺の周辺の住民の方々に聞いても、原因は何なのと聞くと特定はできないんですね。今、町長が答弁されたようにやはり1つの要因であろうと。であればもし特定できないのであれば、解決に向けてやはり一つ一つ手探りでもいいですからやっていくべきだろうと。1つの要因が吉田川に起因をして、西川でさらに大崎地区内を流れる農業用の用水路、あそこが溢水をして冠水をするわけでありますから、溢水をするという原因を1つずつ取り除いていってやるべきだろうと。

蒜袋線に関しては町としての対応ははっきりしているわけですね。ただ、それが地区住民の合意形成がなされないから、今もああしてなっている。ボールは相手方に、蒜袋線に関しては行っていると私は思っています。ただ、大崎地区の増水に関してはボールを役場庁内あるいは県から地区内に投げかけているのかという疑問があるんですが、そのところは町として県として増水、通行どめの対処としてどういう形でやってきているのか。もしおわかりであればお話をさせていただきたいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住民の皆さんに対しての投げかけ、問いかけということでございますが、具体的にやっている気配はないのではないかなと思っています、これまでですね。蒜袋につきましてもそういうことで、今回の場合は迂回路という考え方でそこについては冠水することやむなし、現在ですね、ただ通行どめにならないような形のという方策で対処をしました。

ただ、それで今回あそこがかぶらなくなるのかということとまた別な問題でして、今度あそこの遊水池が大衡が、あっちの話になりますけれども、遊水池ができたときに善川の水が多くならなくなったときに、奥田川の水が今いっぱい入り切れなくてなる分もあるものですから、それが受け入れられてくるということは間違いはないんですが、それで全てを解消できるのかということについては、まだそこまでは明確な答えは出せない。ただ、まず一つの方法として吉田川対策とあわせた形で奥田川についてもそうした効果を期待はしているということでございます。

一方、西川についてはこういう方策ということについては、今回吉田川の改修はもちろんやるわけですが、西川の地区についてはということの具体には、これまでやっていなかった経緯があったと思っております。

そういった中で、さっきお話にありましたとおり、前大崎議員さんとかそういった方々からも雑木の関係、お話があったのは事実でございます。県土木にもいろいろお話をしてきた経緯がございまして、言いわけになってしまうのですけれども、震災があって以降、ちょっとその辺滞っていた経緯がございまして、洞堀川につきましても、途中まで雑木切ったんですが、震災があってそこでストップになってしまった状況がございまして、それで、おっしゃるとおり、進んでいないのではないかという現状であります。

ただ、これがまた変な話、豪雨の後やらなければいけないという意識が、もともとあったんだと思いますけれども、早急にやらなければならないという時勢が変わったといいますか、そういう形で今本流、吉田川上流をやってもらっておりますし、そういった意味でほかの河川につきましても見直しをということで県でもいろいろな事業、コラボ事業とか、全体をできなくてもその部分をちょっとやったら少し解消できるん

だったら、そういったことをまずできる場所はやろうというやり方についても、これから取り組むという話も聞いております。そういった意味で、これまでちょっと停滞していたものがスピードアップといたしますか、今さらといわれるかもしれませんが、そういった状況になってきていることは事実でございますので、先ほども申しましたけれども、まず河道掘削ということもありますけれども、その前に雑木の問題があるわけでございますから、そういったものを含めて現状、県でも認識をしているとは思いますが、地元のといたしますか、大和町の意向としてしっかり伝えてお願いしてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ありがとうございます。そういうことなんですね。やはり、今頭の中真っ白になっていますが、傾向と対策をしっかりとやっていただくと。住民の方々にとっては雨が降る、特に全域ではありませんが、大崎地区の数軒の方々は床上・床下浸水が常に頭の中に持っているものですから、それを解決するためにはどうしたらいいのか。ただ手をこまねいて見ているだけではなくて、やはり何らかの原因があるのであればそれに対する対策をとっていくべきだろうと。それがやはり住民サービスなんだろうなと思いますので、そのところをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、そのことに関連して、質問の中には若干方向性がそれるかもわかりませんが、特に大崎地区に関しては防災センターもあり、いざというときの避難所になっているわけですね。それに関していち早く冠水をしてしまい、指定された避難所に行けないということもあるわけですね。この件に関しては、ことし3月でしたか、同僚の馬場議員が質問していたようですが、それを深く突き詰めるつもりはありませんが、私としてもその地点に、危険な場所に、そこに避難所があるというのはやはりクエスチョンマークがつくんですね。

それを解決するために河道掘削等ともというのが一つの対策ではあるんですが、最初からわかっているわけですから、雨が降ればあそこには行けなくなりますよと。私も、何年か前に同じような質問をして避難所の経路はしっかり確保できているのかという質問をさせていただきましたが、消防団員の方々に避難誘導をしていただきますという答弁で終わってはいるわけですが、結局そのところの問題解決には至ってい

ないわけですね。今のところ、西側の鶴巣地区内でも西側の地区に関しては避難はできますが、例えば南側、鳥屋、幕柳、山田、小鶴沢太田地区などは行こうと思ってもいち早く通行どめになっているわけですから、行く経路がないと。そこまでは、この間の町長の私の質問ではそこまでは想定しておりませんという答弁でしたが、それでは鶴巣地区の避難所はどうなんだと、どこに行きゃいいのという疑問も生じるわけですね。それを解決するためにも、ぜひ河道掘削というか、一つの問題の軽減にはなるのではないのかなと思って、今回質問をさせていただきました。この質問の主意を酌み取っていただきまして、町長の気持ちをもう一度お伺いします。お昼でもいいですよ。

議 長 (馬場久雄君)

1 件目、まだ続くと思いますので、ここで休憩にしたいと思います。

答弁は午後に頂戴したいと思います。では、再開は午後 1 時とします。

午後 0 時 0 1 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどのご質問といたしますか、ご意見だったと思いますが、いろいろな課題があるんだと思います。それを一遍にはなかなか解決できないところもありますし、どれが大きな原因か。根本的なさっきも言ったいろいろな要素があるということでございますので、考えられること、そういうことについての危険性とかも一つ一つ解決していくといたしますか、そういった方法でこれからも取り組んでまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

ありがとうございます。特に、大崎地区の冠水問題に関しては、最近富谷のほうで開発が進んでいまして水も大分早目に出てきますし、大崎地区の別所ゴルフ場のところあるんですが、そこから出てくる用水堀が、結局は西川吉田川で用水堀が流れが遮られて内水となって出て冠水をするということだろうと思います。上流、川の改修に関しては下流域からという常識を今破られて、上流域で開発が進み鉄砲水なり水が早目に出てきてしまう、それが冠水にも大きな一つの要因にはなっているんだろうなどは思います。

ただ、私も結構川に関してはやってきたつもりで、下流域からという常識だけを守っていくと、じゃあいつ上流になるんだという話も私もしてきた手前、富谷側にもなかなかその問題は問題として意見などもなかなか言うのも難しいのかなという思いがあります。

いずれにしても、そういった問題を一つ一つ、例えば西川のしゅんせつ工事がうまくいって、内水の上がりの上昇の時間帯が少しでも軽減あるいは長いことかかるようになればそれにこしたことはないわけで、ぜひ県にも要望しますという答弁でしたが、そこにひとつ、強くと言葉をつけ加えて要望活動をしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

2問目に移らせていただきます。

町道の整備についてということで。町道幕柳大平線沿線は山砂の採取等が行われ大型車両の交通量が多く路面の損傷が激しい路線であります。今年度、大平中地区の改良工事に着手をしておりますが、さらに田中橋から大平上地区までの舗装の傷みも激しく早急な舗装改良を行うべきと思うが、いかがでございましょうか。よろしくお願いを申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、町道幕柳大平線の大平中地区での改良工事着手となったその先と申しますか、田中橋から大平上地区までのさっきの舗装改良ということでございます。本路線につきましては、県道塩釜吉岡線から鶴巢幕柳、大平上、大平中、大平下地区を通過して県道大和松島線を結ぶ延長約3.8キロメートルの1級町道でございます。沿線に

は、山砂採取事業者が多く、また一般車両も仙台と松島を連絡するルートとなっておりますことから、他の町道と比較しましても交通量の多い路線でございます。本路線は、大平上地区から大平下地区までが昭和40年代後半に農免農道事業によって整備されて、昭和50年代には大平上地区から鶴巣幕柳地区までが防衛交付金事業等により整備されました。その公共事業の増加とそれに伴います土砂資材、山砂ですね、需要がふえまして、その調達先として本路線沿線の林地が開発され、その運搬にかかわる大型車両の通行量が増加している現状でございます。

当路線につきましては、これまでも道路整備以降において複数年にわたる舗装等の強化を目的とした工事を実施しているところでございます。また、本年度からは大平中地区から大平下地区までの一般住宅が立ち並ぶ箇所におきまして、防衛省の交付金事業を活用し、交通量にふさわしい拡幅改良を行うこととしております。

田中橋から大平上地区までの沿線におきましても、山砂採取箇所があるなど同じように大型車両の交通量が多い現状でございますので、次の事業化に向けて研究をしていきたいと考えております。当面は舗装の状況を把握しながらその時点での適切な補修等を行うとともに、大型車両の出入り口やカーブ付近につきましては車両重量等により舗装が傷みやすい場所がありますため、その状況を注視しながら必要に応じまして打ちかえなどの検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ありがとうございました。この路線に関しても先輩議員がずっと言ってきたこと。それに関して、今年度から中地区の大平下までのぶつかるところの町道の部分は測量設計、改良工事に着手をしていただきました。でもやはり、あの路線はその部分だけじゃなくて、幕柳の田中橋から大平下地区までの町道の改良工事を終了させて、一通りの事業が終わるんだろうなという私の認識のもと、今回この質問をさせていただきました。

特に、幕柳方面の近いところで生コン屋さんとか東北サンドさん、個人名を挙げてしまいましたが、そういった事業者が数多くありまして、特にダンプあるいは大型車両の通行が多くて、路面は町長も公用車とかであの辺は通っていただけだと思いますから状況は把握しておられますか。ちょっとお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現地視察で詳細で見ているということではございませんが、通行しておりますので、了解しております。ほか、いろいろあるんですけども。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

ありがとうございます。御存じのものとしてしゃべらせていただきます。大分波打ってハンドルをとられたりもするので、ぜひ事業化をしていただきたい。計画的な事業化、答弁にもそのことはうたっておりますから大体了解なんではありますが、11月22日に私ども産業建設常任委員会で委員会を開かせていただきまして、そのときに都市建設課さんから報告があつてということで、あしたあさつて8日に恐らく議案として、今回の定例会の中にも議案として載っていますが、報告事項として承認を得る件で和解を求める件ということで、載っておりますが、原因は私個人から言わせれば道路のよし悪しが原因なのというふうに。それで和解をするんですから、原因はそこにあるんだろうとは思いますが、でもどうなんでしょうねという。

町側で負い目を感じてしまうんですね。しっかりと補修修繕をやっていきますというものの、結局こういう事故が起きてしまうのは、本当に保守点検管理をしているのかなと思うんです。保守点検だけじゃなくて、私もずっと言ってきたように根本的な解決というか改修をしていかなければ、あそこの幕柳大平線というのはなかなかイタチごっこになっていくのかなという思いなんですね。やはり大型車両の多いところは町道仕様じゃなくて県道仕様の高規格道路みたいな形でやって、5年10年後には再舗装ということの内容、1回やったら20年、30年もつような道路をつくっていくべきだろうと。

答弁にもありましたが、幕柳大平線は昭和の50年ぐらいに舗装工事をやってあとは補修、補修でもってきていると理解はさせていただきましたが、町長の考え方としてこの路線は最終的に幕柳の田中橋から大平までの部分をやる計画あるいはやるつもり

は当然のことながらあると思うんですが、町長の口からそのことをお聞きしたいんですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路につきましては維持管理という形でやっておりますが、どうしても傷んでくるのが現状でございます。100%の維持管理はなかなかできない、100%できないという言い方もおかしいんですが、しっかりやるようにはしているんですが、それでも幕柳大平線に限らずそういった路線は多々あります。ありますということは舗装していかなければいけないという、耐用年数とかを考えた場合ですね、そういったことで、道路をどこをやらないどこをやるということではなくて、やらなければいけないと思いますが、その中で優先度合いとかそういったものをつけながら、計画的にやっっていかなければいけないということでございます。したがって、幕柳大平線、やる気がありますね、当然やらなきゃないとは思いますが、その優先度とかいろいろなことがありますので、そういったことを考えながら進めていかなければいけないと考えます。

議 長 （馬場久雄君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

当然のことながら、優先順位はつけていかなければいけないということは私も理解できます。その上でもあの路線に関しては最優先すべき路線だろうなと思います。その思いで、執行部側の方々にもぜひ前向きな形でやっていただきたいと思います。

これ以上は水かけ論になってくるでしょうから攻めませんが、ぜひほかの市町村から比べても、大変申しわけない言い方かもしれませんが、大和町の町道は正直言って余り整備がなされていないあるいはおこなっていると私は認識しておりますので、その辺のところも踏まえていただきながらぜひ事故のないような、逆に言えば、この辺の言葉で悪い言葉で言えば、かつけらねえような、道路を走っていたら窪地に入って車が壊れましたと、そういうかつけらねえような道路にしてほしいんです、要は。

これで、私の一般質問は終わりますが、ぜひ執行部の方々にその部分も踏まえて頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

議長 長 （馬場久雄君）

以上で、門間浩宇君の一般質問を終わります。

次に、1番千坂博行。

1番 （千坂博行君）

それでは、私から1件質問させていただきます。

スマートフォン用アプリを利用し、利便性の高いサービスの提供を。県内での携帯電話の普及率は、平成29年6月で112.7%であります。スマートホンの保有は年々増加し、7割を超えている。特に、30代以下ではほぼ100%といっても過言ではない状況であり、中高年齢者でも少なくとも半数以上はスマートフォンと思われる。そこでスマートフォン用アプリを利用し、観光や防災、健康増進や子育て支援に活用し、利便性の高いサービスの提供を考えてはいかがかお伺いします。

議長 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それでは、スマートフォン用アプリを用いた行政サービスの提供の件でございますが、議員のご質問にもありましたが、スマートフォンは今や必需品と言ってもよい時代に突入しておりまして、さまざまな分野のサービスがアプリを通じて提供されております。地方自治体におきまして、アプリを活用したサービスの提供がふえてきておりまして、公式アプリとしてさまざまな情報を提供する総合アプリもありますが、多くは観光案内、ごみ分別、防災、子育て支援などに特化した専門分野のアプリであり、ある程度利用者を特定したものであります。

大和町ではまだスマホアプリの提供は行っておりませんが、公式ホームページはスマートフォンやタブレット用に対応しておりまして観光案内、ごみ分別、防災、子育て支援などの情報を提供している状況でございます。アプリのメリットとしてあげられるのは、スマートフォン利用者はホームページよりもアプリからの利用頻度、回数ともに多いこと、またプッシュ通知があることにより利用者の注意を引きつけ新しい情報

を見てもらうことが可能なこと、適切なタイミングで必要な情報を通知することが利用者にとってもメリットが大きいと考えられます。一方、デメリットとしましては、アプリをインストールしてもらう必要があること。ホームページに比べて開発コストが圧倒的に高いこと。急な変更に対応できないことが考えられます。

そのような中で、ある民間会社が提供する無料行政情報アプリは、利用者が希望する自治体を登録することによってその自治体のホームページの最新情報を配信するほか、利用者が必要な情報、例えば子育てや防災などを自由に設定することもでき、また自治体が登録することで、簡単な操作で広報紙を無料で読むことやダウンロードもできるサービスを提供いたしております。利用料は無料で、職員の負担もほとんどないとのことです。

現在、このアプリの利用に向けた検討を進めておりまして、利用開始の際には広報紙やホームページ等で広く収集を図っていきたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、スマートホンの保有率は大きな伸びを示しておりまして、町としましてもそれに対応した行政サービスを提供していくことも一つの政策であると思いますが、メリット、デメリットを勘案しながら何が町民の皆様にとって利便性やコスト面を考えて、最適の方法であるかを今後も研究してまいりたいと思います。以上です。

議長 (馬場久雄君)  
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

再質問する前に一つ確認をしておきたいことがあります。今、町で検討を進めているというこのアプリなんですが、ホームページ、よくホームページ見づらい、探しづらいと言われますが、そのホームページを単に探しやすく、見やすくするよう検索エンジンのようなアプリなのか、それとも自分でカスタマイズできるようなアプリなのかをお聞きしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今研究中なので具体になかなかあれなんですけれども、検索エンジン等するのではなくてホームページを例えば、なるわけなんですけれども、その中でこの情報、例えば子育てとか、そういったものについてもすぐ選べるような形になるとは聞いております。私、ほかのもの、何町かはやっているんですけれども、ですから、比較的調べやすいようになるものだと思っておりますけれども、もう少し研究はさせてもらいたいと思っております。

議長（馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番（千坂博行君）

自分のところで、オリジナルでつくるわけではないので、多分に見やすくするようなアプリのかなと私も思いますが、例えば視察で行ったところの千葉県栄町でつかっている子育て支援のアプリがあります。どんなのがついているかといいますと予防接種の記録ができる、子育てに関するイベントが自動で配信される、写真なんかとって成長記録をつくれるというような、あとは町内近隣の医療機関がわかる、お知らせですね、登録しますので年齢によって健診時期、予防接種時期等お知らせ配信ができる。妊娠から出産、子育てまでのサポートということで相談窓口のような案内の機能があったり、保育園などの施設を探すという子育て支援の機会のアプリの内容になっています。あとは、よくある質問ということでこういうものがついているような状況です。要するに、個人に合った、カスタマイズして使うようなアプリ、成長記録なんかつくるというのは、やはり今若いお母さん方には十分受けていると思います。

また、ほかでは健康増進ということで体重、体脂肪の記録がつくれたり、万歩計を利用して消費カロリーなんかも出るものもあります。あとは水害等防災のほうでは、実写映像と合成してどのくらいの水のかさがふえるというところまで工夫されているようなアプリもあります。そういうものが個人でカスタマイズできて使いやすいということで、行政のサービスを充実していくのも必要なのではないかと思うのですが、町長のお考えをお伺いします。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

行政のサービスとして提供するという事は大切なことだと思います。どこまで提供するのかということもそれぞれあるんだと思っておりますが、それだけでなく防災の問題とか、そういったものは当然といえますか、できるだけ多くということもありましょう。これからの町として、行政としてサービスすること、サービスの提供というか、そういったものは当然やっていかなければいけないところですが、個人の部分のどの部分までやるかとか、そういったものの選択といえますか、そういったことはいろいろ考えていってやる必要があるのではないかと思います。行政のサービスと、何ていいますか、一般の事業者の方々の事業に関連したサービスの提供と一緒にいうことではなくて、行政は行政ならではのサービスといったものの選択というか、そういったことはある程度やっていった中で、サービスの提供をもちろんしなきゃないと思いますけれども、どういったサービスをするかという内容の検討はいろいろやりながらやっていく必要があるのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

最初の回答で出てきているところで、費用の問題というところで一旦触れられているところもありました。栄町では国の少子化対策交付金130万円を使ってアプリを開発した、保守に年間十数万円ということで、想定利用者数が300人だと思われませんが、三百十何人ですか、実際には登録して使われているというところで、補助金等利用して、今若いお母さん方も共働きの方、随分おられると思うんですね。そうすると町で通知出す手紙とか封筒はなかなかすぐに目につく機会がなかったようなんですね。そういうところで、瞬時にそういう情報提供ができるアプリというのは重宝がられると思います。

この先、やはり若い世代の方、お母さん方、随分ふえてくるとも思いますし、健康増進等、今は高齢の方といったらいいのかな、60歳以上ぐらいの方々が自主的にやるところもありますけれども、本来ですとやはり働き世代の30代、40代ぐらいからそういうところもやっていくというのも今後体健康づくり、必要だと思いますので、そういう中でぜひこういう補助金、助成金を使ってやってみられるものもあると思いますので、その辺は執行部側のほうがわかってると思うんですけども、そういうの

もし利用できるのであれば利用して開発というのをするお考えというのがありますか。  
お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういうのある場合には、補助金とかそういったものがあれば当然利用してやっていくということは当然だと思います。そのサービスだったら何をやりますかという話になるかもしれません。今、子育てという話の年代の方、さっき300人の方ですか、そういう対象がよろしいのか、それとももう少し広いのがいいのか、どういったサービスをどういった方々にということもあるのだと思います。

今、町では広報等で皆さんに同じような形で提供している状況になっておりますし、個々に案内とかそういうのを出すような状況になっていきますので、さっき案内する費用とかそういったものを考えた場合の費用対効果を考えた場合には、どういう年代にどういう案内があってどういうサービスが提供できるのか、情報が提供できるのかといったことも一緒に考えながらやっていかなければいけないのかなと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

そうですね。ニーズはすごくあると思いますし、携帯電話、スマートホンで検索するというのは若い世代の方のごく当たり前のことで、ちょっとした検索等今でも使っておられますので、これはぜひカスタマイズできるような、そして興味を引いていただけ、なかなかホームページ等、広報紙でも見てもらえない等ある中、そういうことも検討していったらサービスの向上につながると思います。最後に町長から一言お願いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

サービスの提供、情報の提供からだと思います。これからも情報の提供、そのとおりこれまでのやり方とは違った形が必要になってくるんだと思っております。今、広報なり議会報とかいろいろやってもらっているわけでございますけれども、そういったものでも紙で配らないでそういったやり方をするとか、そういった広報の仕方といえますか、それがこれまでも変わってきていますし、変わっていくであろうということは当然予想されますので、そういうことも非常に研究していきながらどういったことからやれるのか、あるいはさっきも言いましたけれどもまず民間でやってくれるということもお話ししましたけれども、そういったことも含めて研究あるいは実行に移していきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

以上で千坂博行君の一般質問を終わります。

続きまして、5番槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

皆さん、こんにちは。お昼を過ぎまして一番眠い時期でございますので簡潔に質問させていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして私からは町長に2件質問いたします。

1件目の質問は災害時の段ボールの活用です。身近にあります段ボール、この段ボールは災害時に大変役立つツールとなります。ベッド、椅子、テーブル、簡易トイレ、貯水タンク、プライバシー確保のパーティションとしても利用することができます。また、簡単に作成することができるからでございます。床がかたく冷たい体育館の避難所などにストックすべきではないか。また、段ボールを使用したアイテムの作成方法など何かの機会に町民に紹介すべきであると考えますが、町長の所見をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、災害時に段ボールの活用をというご質問でございました。本年10月22日、

23日に台風21号の影響でまほろばホール、鶴巢防災センター、落合教育ふれあいセンターの避難所を開設しております。洪水災害からの避難として、町内にある避難所の中では比較的開設の多い避難所でございます。その中で、鶴巢防災センター、落合教育ふれあいセンターの両施設においては多目的ホール、体育館と床がかたいことから両施設へ100枚ずつの段ボールをストックしております。主に床へ敷く目的としております。さらに、第1仙台北部中核工業団地に立地しております段ボール製品等製造会社のレンゴー株式会社新仙台工場様と、平成20年8月に災害時におきます物資の供給に関する協定書を締結しておりまして段ボール製品のシートやケース、段ボール製簡易ベッドなどの供給を要請することができることになっております。

議員のご質問のとおり、身近にある段ボールで特に身近にあるミカン箱タイプは工夫をすればつい立て、ベッド、椅子、テーブルとしても利用が可能になります。段ボールを再利用したアイテムの作成方法などを、各地区の自主防災組織などにご紹介してまいります。避難所で再利用する場合には段ボールの衛生面などに気を配ることはもちろんですが、ストックしておくスペースの確保を検討しなければならないと思っております。以上です。

議長 （馬場久雄君）  
梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

それでは何件か質問させていただきたいと思えます。避難所の中で鶴巢防災センター、落合教育ふれあいセンターには段ボールストックがございますというお話をいただきました。でも、そのほかにも吉田地区、宮床、小野小学校の体育館も避難所になるかと思いますが、ストックをしない大きな理由としまして、先ほどの説明の中では比較的開設が多い避難所だからストックしているんだとも捉えるんですけども、していない地区の大きな理由は何なのか、あればお聞かせください。

議長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

繰り返しになりますけれども、今準備しているのは水防関係といたしますか、そうい

ったどうしても避難回数が多いわけでございますので、そういった形で2カ所に置いております。それとスペース置くと結構がさにもなりますので、そういった関係もあつてのこともございます。

議 長 (馬場久雄君)  
梶田雅之君。

5 番 (梶田雅之君)

わかりました。あとは、レンゴー株式会社と供給要請、震災時の協定を結んでいますよとお話しされました。そのとき、段ボール製の簡易ベッドなどが供給、要請することができるような話をされたんですけども、それは段ボールとしてではなく完成版として持ってこられるという意味なんですか。その辺お聞かせいただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

あそこは段ボールの工場ですので、段ボールはもちろんあるわけでございます。製品といたしますか、そういった何ていうんですか、災害時の製品といたしますか、常時あそこで作っているわけではないのですけれども、そういったものも供給できるというお話を聞いております。

議 長 (馬場久雄君)  
梶田雅之君。

5 番 (梶田雅之君)

製品の段ボールとして提供できるという話を聞いて安心しました。逆に、ストックできない理由といたしまして、再利用する場合には段ボールの衛生面とかスペースの確保という話をされるかと思いますが、今現在鶴巣防災センター、落合教育ふれあいセンターでは100くらいの段ボールをストックしているという話になるかと思いますが。保管状態ですが、野ざらしとか、要はビニールとか衛生というのもなんですけれ

ども、ちゃんとというのか、要は保管状態どのような形で保管しているのか。空気を密閉して5年でも何年でも使える状態なのか、ただああいうのに置いているのか。その辺の保管状態お知らせください。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
ビニールで梱包した形、裸ではなくてだそうです。

議 長 (馬場久雄君)  
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

了解いたしました。災害というのは水害だけでなくいろいろ災害ございますので、先ほど言いましたスペースの問題もございますし、今のストック状態で密閉されているのであれば衛生面に問題ないかと思っておりますので、早急に場所とか確保していただきまして、吉田、宮床、小野小学校にもぜひストックお願いしたいと思っております。

また、段ボールというのは簡単に用意することができますし、災害時にはいろいろ活用することができます。災害はいつ来るかわかりませんので、町民へ一日でも早く段ボールを活用したアイテムの作成方法を、自主防災組織経由なのか、町発行の冊子などで方法は問いませんので町民に周知していただくことを願ひまして私からの1件目の質問を終わりますが、最後に総括いたしましたご意見をお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
避難用といいますか、避難所用の段ボールということで今申し上げた状況にございます。早急にほかのところにもというお話でございますが、場所、やはりがさが結構なるものですし、囲っているとはいえまさか野積みというものではないのでその辺の確保といいますか、そういったものも課題があると思っております。それから、使い

方といたしますか、これにつきましては決して保管している段ボールだけではなくて、例えば皆さんが持ってきたものを使うということもあろうと思います。そういったときに衛生面を注意しなきゃいけないということは申し上げましたけれども、そういったものを利用して、例えばこうやって使えるんだよというものについてはそれぞれの地区の訓練とか、そういったときにチラシ配ったり行って指導といたしますか、実施するといった方法で皆さんにいろいろわかってもらう努力はやってまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

前の3.11のときは、小野小学校の体育館が大変冷たいことを思い出しましたので、その辺早急をお願いしたいと思います。

では、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目の質問は、今大和特別職非常勤の報酬を上げる時期ではないかでございます。大和町特別職で非常勤として行政区区長、教育委員会委員などがあります。報酬額は条例で決められています。一部の特別職の報酬は見直しがされたものの、見直しがされていない状況にある特別職もあります。区長報酬に関しましては、ここ10年くらい見直しがされていません。過去に景気の状態などで報酬を引き下げられた時期もあります。最近は何もバブル時期を超えて上昇しています。今の日本の景気、町の財源状況を見ますと今が報酬を引き上げる時期と考えておりますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の非常勤の特別職の報酬でございますが、これは大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例によりまして、定められているところでございます。その見直しにつきましては、ここ30年の間に10回の改正が行われまして最終改正は平成17年4月でございました。議員が取り上げられました区長報酬につきましては、

平均額割と世帯割額の合計で算出されておりまして、平成5年の改正で平均額割が31万5,000円となり、平成7年の改正で世帯割額の算出方法を100世帯までは定額、101世帯以上は単価方式に改めました。その後平成8年、平成9年に若干の見直しを行い、平成17年に平均額割と100世帯までの世帯額割の減額を行い、現在に至っているものでございます。その他の非常勤特別職につきましてもほぼ同様の措置をいたしておりました。

近隣市町村の区長報酬の状況を見ますと、算定方法についてはほとんどが平均額割と世帯割額の合計額により算出しており、その差は単価によりますが、近隣市町村は世帯割額が一律なのに対し、大和町では300世帯までは100世帯ごとに区分し、301世帯以上を1次として算定していますことから、世帯数が多い行政区ほど近隣市町村と比較すると低い報酬額となっております。

日本の景気につきましては、内閣府が先月発表した景気動向指数の基調判断を「改善を示している」に11カ月連続で据え置き、9月の段階で景気拡大は58カ月に達し、高度成長期のいざなぎ景気を超え、戦後2番目の長さとなりました。有効求人倍率も高水準を示し、企業の業績も好調でございます。しかしながら、国内総生産GDPの伸びはかなり緩やかで個人消費の伸びはごくわずかでありまして。実質賃金の伸びは逆にマイナスとの結果も出ておるところでございます。

今日は、区長報酬の算定についてお話をさせていただきましたが、他の非常勤特別職につきましても10年以上見直しがなされていない職もございまして、現在の状況に応じた見直しの必要があるのか検討の時期にはあると、このように認識しております。

議長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5番 (槻田雅之君)

非常勤特別職、特に区長職に関しましては10年以上も見直されていない、また検討の時期にあると認識されていますということではございますが、何点か質問させていただきます。

先ほど、区長職の話をされましたが、区長会の総会とかございますが、年2回ですか、そのときそのようなお話、報酬のお話とか出てきたことがあるのかなのか。ここ二、三年でも構いませんので、その辺状況についてどうなのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

区長会等の席でそういう話題はないと思います。個々に話したときにもう少し高くとかそういうあれはないわけではございませんが、議題としてとかそういうことはございません。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ある意味、区長さんは特別職とか名誉職という話も聞いておりますので、なかなか言いづらいのかななんて思っておったところでございます。今、答弁の中、平均割額と世帯割額のお話をされましたので、それについてお話、意見交換をしたいと思えます。お話の中で、世帯数が多い行政区ほど低い報酬額になっているんでないかというお話をされましたが、各行政区によりまして、組織の問題かと思うんですけども、世帯が多ければ報酬が多いというのもわかるんではございますが、やり方が違うんですよね、御存じのように。広報の配布につきましても、区長さんがみずから1軒1軒配布する区長さんもおれば、その下に班長さんがおりまして班長さんにお任せして班長さんが配るということで、一概に世帯数が多いから負担多いというわけではないと思えます。

また、大和町の場合、災害があるたびに区長さんのほうで災害状況、田んぼとかため池とか見ることもございますので、ある意味面積割とは言いませんよ、面積割、山の面積とかありますから、一概に世帯数とか面積割、いろいろやり方がある、よって報酬額、平均割額のほかにもなにもある。今の場合ですと世帯割という話でやっておられるわけですが、このほかいろいろなやり方があるかと思いますが、その辺のやり方について町長にご意見なり、個人的にこういうやり方がいいのではないかとかありましたら、今回特に見直す時期になっているのではないかという話でございますので、今のやり方のほかにいいやり方があるかないか、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
報酬の考え方といたしますか、方法の考え方ですが、私も具体的にそういう形の考え方は、現在はこうしたほうが良いという考え方は持ち合わせておりません。ただ、10年前、平成17年ですか、それから随分人口がふえてきていること等がありますので、いろいろな方向から見て考えなければいけないのだろうなどは思っています。

議 長 （馬場久雄君）  
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）  
それでは、景気のお話もされましたので、景気絡みについてお話ししたいと思えます。今、最近景気がよくなっているという話はよく聞くんですが、景気がよくなっている認識ができない理由として私の個人的な意見もありますが、個人の景気、個人の収入がふえていないことがあるかと思っています。企業であれば、将来のために内部留保金をためるというのが大きな理由ではないかと思っています。企業の内部留保金に関しましては、税金をかけるべきだという意見もございまして、来年からは法人税も下げるということで内部留保の額はふえるのではないかなと私は推測しております。  
町も一つの考え方としまして、企業と捉えますと町が率先して報酬を上げることで、一部の町民ではございますが、景気がよくなったと認識することができるのではないかと私は思っております。報酬を上げることにより、確かにそんな100万円、200万円の話でないわけではございますから、少しでも上げることによって、お金が少しでも回り、町全体が潤うようなお金の回りができればよくなるのではないのかなと、私個人的には考えておりますが、その件につきまして町長の考えがございましたらお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

景気がよくなった、景気が悪くなったという中で考え方も一つはあろうかと思いません。ただ、景気がよくなったら上げれば、景気が悪くなったらまた下げるということも考えなきゃないというもう一方の課題も出てくると思います。

今回、見直しの時期ということを申し上げました。これにつきましては、景気というよりも、先ほども言いました平成17年から見直しがされていないということと、もう一つは平成17年から今まで、例えば人口についても随分変わってきている状況がございますし、そういった意味合いも含めて今のこれまでの水準がいいのかどうかというか、そういったことを考えていきたいということでございます。もちろん、景気ということも一つの考え方だと思いますが、先ほども申しましたとおり、景気がいいとき、悪いときという反動もある、反動といいますか、そういった相反する考え方もありますので、全然加味しないわけではないですけれども、今思っているのはそういった期間の問題と、環境が随分変わってきたということで、そういったことをやっている方々に対する仕事といいますか、そういったものが随分変わってきているところもありますので、そういった意味合いでの見直しが必要な時期かなということと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

報酬に関しましては、今言った上げたら下げるのが難しいという話も確かにございます。でも、やり方を変えました人事勧告なり大和町の新人の給与なりをベースにして何分の1、それを基準にして何%にしますよというやり方も一つかと思うんですね。ただ、その問題としましても1年ごとに変わっていくということもございます。1年ごとに変わるというデメリットもありますが、それだったら逆に職員の一番下という言い方はあれですね、給料が上がればこっちも上がるよというやり方も一つかと思っておりますので、今回見直しの時期にあるということがあるので、そういう考えも一つではないのかなと思っております。

特に、先ほどの見直しの理由の一つとしまして人口がふえているということもございしますが、私の一番思うのは平成17年、最後に報酬を見直された時期からも10年以上たっております。そのほか、区長さんの作業量がふえているのではないのかと、私は

ですよ、捉えております。以上の理由から、見直しも私は必要ではないかと思いますが、平成17年度当時の区長さんの作業量と、今の区長さんのお願いする、例えば今で言いますといろいろな生き生きサロンとか敬老会もそうですか、敬老会も地区ごとにやっている地区もあれば各行政区でやっている地区もございますので、一概に多い、少ないとは言いませんが、当時に比べますと今の区長さんの作業量って多いと思うんですが、町長の率直な意見として前と変わらないのかどうか、その辺個人的な意見でもいいんですが、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたが、人口ももちろんふえているということも一つの要因であけれども、そういうことで仕事量がふえている、さまざまな環境が変わってきている分、いろいろな形での仕事と申しますか、そういったことも多くなっているということも鑑み中でのこの時期と申しますか、見直しも考えなきゃない時期ではないかということで、そういったことも含めて考えております。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

了解いたしました。最後になるわけではございますが、見直しといっても来年度から早々に見直すと考えてよろしいんですね。二、三年後ではなくて早急に見直すと捉えてよろしいのか、その辺だけお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、いつからという明言はまだできない段階でございます。ただ、そういったことを考えなきゃない時期でございますし、例えば区長さんだけではなくていろいろな役

職もございますので、そういったことも鑑みながらやっていかなければ、この部署だけということではなくて、全体を見ながら考えていかなければのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 長 （馬場久雄君）  
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ぜひ、報酬見直しを一日でも早く、上げる、上げないは別としましても報酬につきまして検討会なりを立ち上げて実施いただくことを願いまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長 長 （馬場久雄君）

以上で、槻田雅之君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

議長 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、私からは通告書に従いまして3件、6要旨質問させていただきたいと思っております。

まず、1件目であります。町管理の河川と農水路も計画的に掘削工事を進めるべきではという件でございます。平成27年9月11日に発生しました大雨により、洪水被害が発生し国土交通省及び宮城県の管理河川における災害復旧の工事が順調に進んでおりまして、また今後の対策防止策として河道の掘削工事初め遊水池及び河川改修が進

んでおります。工事完了までに前回と同様な大雨がないことを願っておる中でございます。国交省、県の管理する河川整備が進み安心感が増す一方で、町管理の河川と農水路の整備が進まず内水被害が変わらず発生しているエリアもあると思われま。本町での実情と町長のご所見を以下の3点に関しお伺いをしたいと思います。

1つ、本年9月17日の台風18号、そして10月22日の台風21号の降雨により国県管理の河道掘削対策等の有効性を確認できたか。

2つ目としまして、河道掘削等により大規模河川の流れはよくなったものの、枝川の流れに変化が生じ、被害状況発生エリアに変化はないか。

3つ目としまして、町管理の河川や農水路も安定的な財源を確保し、計画的な整備が必要ではないかと考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは初めに、町管理の河川と農水路も計画的に掘削工事をするべきではないかということにつきましてお答えをいたします。一昨年に発生しました9.11関東・東北豪雨は、線状降水帯という特殊な気圧配置で起きたもので、吉田川の上流の平均2日雨量が324ミリメートルの大雨を記録し、冠水・浸水被害は約2,000ヘクタール、家屋浸水被害は床上浸水が78戸、床下浸水が104戸、甚大な被害に及びました。このことを受けまして国、県では連携して同規模の雨量での浸水しない河川の整備を目標に、落合橋下流の三川合流地点での水位を下げるため、平成28年度より河川の流下断面を広げる河道掘削を、平成29年度からはそれに加え築堤及び遊水池の整備を行うこととしているものであります。

初めに、本年9月17日の台風18号、10月22日の台風21号の降雨により、国県管理の河道掘削等対策の有効性を確認できたかでございます。被害をもたらす降雨につきましては、おのおの状況が違っておりますので、一概に確認はできないものの、河道掘削後の河川の水位上昇や流下状況を見ますと、河道掘削前と比べ河川の周囲の方々の声などからも効果はあったものと考えております。

次に、河道掘削等により大規模河川の流れはよくなったものの、枝川の流れに変化が生じ、被害状況発生エリアに変化はないかでございます。管理しております準用河川は、吉田川を初めとする大規模河川の上流部に位置しておりますので、本川であり

ます吉田川の水位の低下に伴い、準用河川での水位等の被害の抑制や早期の水位低下など幾分の変化が見られるところです。

続きまして、町管理の河川や農水路の安定的な財源を確保し、計画的な整備が必要ではないかについてでございます。現在、町が管理します準用河川は11河川で延長2万4,750メートルとなっています。その準用河川の管理につきましては、必要に応じて支障木やごみ等の撤去、堆積土砂のしゅんせつを主たる管理としております。昨年度におきましては鶴巣、大平地区の窪川、過去には同じく鶴巣山田地区の山田川のしゅんせつなどを行ってきております。今後も河川の状況等を見た上で必要に応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

また、農水路の管理につきましては、土地改良区や各地区の水利組合で行っておりますが、土地改良事業等により整備されたコンクリート水路や昔ながらの土水路などその形態はさまざまでありますことから、下流の水路や河川の状況等を踏まえ関係機関と連携しながら整備の必要を研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず、1要旨目になりますけれども、国県管理の河道掘削等の有効性が確認できたかという点に関しては、おおむね台風の雨量の際の状況を見て周辺の方からの声なども聞き効果はあったものということで、町としては考えておられるようであります。私も、その際は水防団の方々にいろいろヒアリングをさせていただきましたけれども、本川の流れは非常によくなったという一方で、本川につながる、言ってみれば準用河川並びに農水路も、掘削工事が本川側の河道は掘削されてきれいに流れるようになったものの、上流から流れてくる土砂の堆積が準用河川または農水路のところでもたまっている部分が、そこで一部流れを妨げている部分があるやにヒアリングをさせていただきました。そういう意味で、枝川の流れに多少影響が出ておるのではないかと、私は水防団員の方々から伺った話では聞こえておりましたが、そういったお話が都市建設課、担当課でヒアリングされている内容であるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、本川の工事が進んだことによって枝川に出てきたということですか。  
（「いえいえ、本川が下がってきているけど、枝川側の変化が」の声あり）なるほど。  
全て本川が解決してスムーズに流れていったかどうかという部分で、まだ変わっていない部分があるという意味なんではないでしょうか。そういう意味では、直接さっき言った、本川がいじったからどうのこうのではなくて、これまでと同じような状況があった、溢水するとかそういうところがあったとは聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

実情はご認識をされているところだと思うんです。私も水防団の方から伺った話では、実際掘削工事を立ち会われている国交省職員の方に非常によくなったねと話をされていながら、結果としてちょうど準用河川のつなぎ目のところがなかなか工事が進まないという中、国交省のほうで何とか掘削してもらえないものですかねというお話されたそうなんですけれども、いや、ここは町管理の部分なので町サイドと協議をお願いしたいというところですね、そういう回答されている部分が、ある意味冠水エリアなりが変わってくる部分があるのかなという気がしております。

特に、同僚議員の質問にもありましたとおり、西川と富谷の団地開発が進んだ中、あちらの水がだあっと一気に、保水をしない中鶴巣方面に流れてきて、特にお話にもあった大崎地区に関してはそれなりの大雨のときにはどうしても冠水をしてしまうという部分で、特に塩釜吉岡線を見た場合、高速道路があつて冠水しているのがわかっていれば、高速道路に上がり直して通れるという現状はありますが、県道の中でも産業用道路という意味合いでいけば、非常に重要性が高い道路でありながらなかなか改修工事が進まず、ある程度大雨が続いた状態になると冠水してしまうという状況でそのままにはしておけないのではないかなという思いで、私はおりますけれども、思いは町長も一緒だと思うんですが、塩釜吉岡線の冠水に関してどのようにまずお考えになるのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
塩釜吉岡線、よく冠水するという事でございます。そこにつきましては、そういったことのないようにしていくということが基本だと思っておりますが、門間さんのご質問にもあったとおりでございますけれども、そういったことについて一遍にできないことがありますので、県に願います分、町とそういったことでやっていかなければいけないと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)  
そういう意味で、私も3点目の質問で書かせていただいたんですが、土砂の流出、常時あるものが非常に原因になっている部分があって、それを考えると常時上流から流れてくる部分を定期的に河道掘削をしていく必要性が出てきているのではないのかなという中で、質問の中に入れさせていただいた安定的な財源を確保し、計画的な整備が必要ではないかという質問させていただいた内容に対し、ご回答いただいた内容が必要に応じて支障木のごみ等の撤去、または河川の状況を見た上で必要に応じた対応をとってまいりたいというご回答でありました。必要に応じてとはどういう場合、どういうケースを必要に応じてというお話をされているのか。私は継続的に定期的に整備をするべきではないのかと考えますが、必要に応じてという部分の定義をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
安定的な財源を確保し、といったときにどういった財源がという、まずそこが問題がございます。道路の維持管理もそうですけれども、計画的に直したり補修をしていくということでございます。河川につきましても基本的に考え方は同じでございます

ので、ただ支障木とかそういうものがあつたりそこで流れが阻害される部分があれば、そこをカットといいますか、雑木を切るとか、そういった管理をしていく。必要などいう部分につきましてはそういった状況があつて、地元の方々のいろいろなご意見があつたり、そういった状況にあつた場合にはどうか、そういったものやっっていく、計画的にここからここまで何年に何年にとはなかなかできないというのが実際の現状だと思っておりますので、そういう意味で申し上げました。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

必要に応じてという部分、もう一度再度確認をしたいんですけども、災害が仮にあつた場合、結果的に国または県の補助金を一部認めていただけるケースがあつて、その場合にはもちろん工事が復旧工事という形でされている部分があるんですけども、あくまでも必要に応じてというのは補助金をもらえる復旧工事だからというわけではなくて、やらなきゃいけないところは工事をしていくんですよという意思表示と考えてよろしいのか再度確認お願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

復旧工事というのはそのとおり災害があつた場合にそういう状況に、もとに戻すという状況ですよね。必要に応じてというのは、そういった必ず前にあつた場合にそこで直すとか起きないように直すとか、例えばこの間吉田川の明ヶ沢のあそこの県道の脇を分離させて、あふれないようにするといった必要に応じてということでございます、決して何かがあつたから、その全体には何かあつたことは事実なんですけれども、そういったことが起きないようにするという対応とか、そういったこともやっっていくということでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

災害があったからというわけではないということで、確認ができましたので安心ができましたけれども、主に支障木の原因になる部分も土砂の堆積が原因する部分が非常に大きいのではないのかなと思われる中で、特に我が町の西部地区の鶴巣方面を見ると残土取り、山砂採取等に伴って開発された場所からの流出した山砂または洗い砂等が堆積するという現象が、非常に大きく起因しているのではないのかなと思われる中で、こういった安定的な財源を確保するという話の前に、開発許可をおろされる際に、土砂の流出等に支障がないこと、またはあった場合は対応しますという内容を、開発許可をとられる際に実際に事業を行われる事業者の方から許可の申請の項目に入っているんじゃないかと思う中で、そういう中、そういった現状があった場合開発、事業を行って利益を生まれようとされている受益者さんに何らか負担を求めるといのも、方法としては一つありなのではないかなと思いますけれども、まず開発許可の段階でそういった内容を入れられているのかどうかという点をご説明していただきたい。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

開発許可の中に、流出あった場合という項目、入っています。済みません。入っているようですが、担当課から詳しく説明させます。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

開発許可制度なんですけれども、基本県のほうでの許可という形になりますけれども、その中では雨が降った場合とか流出係数が変わってきてどうしても水が急に出てくるといった場合については必ず調整池等を設けるとい形になってございます。町の開発許可というんじゃないんですけれども、指導要綱でもその辺はお願いするとい形になってございますので、基本、山砂採取関係については開発許可になりまして、

その中で調整池を設けるという形になってございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）  
開発許可並びに要綱には項目としてはあるということでお話を伺いましたけれども、実際に土砂の流出等が確認された場合には、企業さん負担で掘削をしてくれとかそういった内容の文言が一部書かれているのか。またはそういった形で企業さん側にとっていただいたという事情があったのか、実態をお聞かせいただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
あと確認しますが、そうなった場合に責任を持ってとってくださいとか、そういった項目についてはないのではないかと考えています。なお、確認させてください。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）  
確認をいただくということなので、後ほど議長にご回答いただければと思いますけれども、今後のというところで大平線の道路の話も出たかと思います。もともとは農免道だった部分が、事実上産業用道路のような交通量及び車両が通る状況の中で、やはり企業さん側に何らかの開発許可なりをする段階で、申請の段階である程度想定されるような被害に関して、一部見直しをいただくまたは税法上、上乘せ課税は可能な権限が与えられている状況で、宮城県でいえばみやぎ森林環境税ですか、あれは国税にない中で県が独自に条例化して課税している税金であって、これは市町村でもできると聞いておりますので、一部河川を継続的に整備をするという部分も、ちろん近隣に住まわれている方だけの問題ではなくて広く交通網ですから、または河川にかかわる話ですので、広く町民の方に理解をいただけるような話で目的税的なものを設けて継続

的に整備をしていくだとか、そういった方法もあるのではないかなと、まず私の思うところで計画的な整備という方法を、ぜひ何らか今後検討をいただくべきでないかと思っておりますので、最後にもう一度ご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

目的税ということだとちょっと勉強不足で、あと勉強しますけれども、県で確かにやっているのはあります。それを県でもう一つつくれるのか、それを町村でできるのかということについては今何ともお答えできませんけれども、ただといたらあれですね、できない理由を探すわけではないんですが、例えば今回震災で砂取りの道路、車がどんどん来た状況がございます。例えば、大郷の町道を走ったり、角田、大和町もそうなんです、道路を走ってその道路を直してくれと震災復興でという要請を大郷町長さんたちとやった経緯がございます。

そのときに責任者負担だという話になりまして、責任者というのは誰だとなったときにトラックの運転手さんか会社だという話になったんですね。それで、そこからもらえといいますか、極端なこと言うとそういう話で国から返答がありました。それで、会社であればまず会社ということもできますけれども、個人の運転の場合はどういう特定をすればいいのか、水かけ論みたいな形なんです、そういった課題はあるんだなど。私もちょっとそれを聞いたときびっくりしたんですけど、変な理屈一本通っていることは間違いない、やった人がということですね。例えば、川に入ったときにその川の砂が誰のものだみたいなものは出てくるのではないかと。これは初めからできないという話ではなくて、一般論といいますか、そういうものを考えたときに必ず出てくるものがそういう形になってくるというものがあるんだとは思っています。

よく、企業さんと道路について、進出する際に企業さんにこの道路が悪くなったら直してくださいねという協定みたいなものやるといのは聞いたことがあります。それをやっているわけではないのですが、企業さんもそういうことで迷惑かける前提といいますか、来られるという話は聞いたことがあってやっているところも一部あると思いますけれども、大和町ではなくですね。そういったものについての課題といいますか、課題と言ったら失礼、申しわけない、やる気がないと捉えると困るんですが、出てくるのはそういったこともあるということはあるのか、あるということ

はお話しさせてもらいたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

今の答弁のとおり、課題は多くあり、人口のほうもそろそろ頭打ちになってくる中で将来的にはこれから20年、30年考えたら人口も減る、税収も下がるという中で今のインフラをいかにして維持していくのかという中で、実際に企業さん初め開発許可する段階等であれば、何らか協定を結んだりということでは何か対応策を考えられる可能性もありますので、ぜひそういった視点も持って他市町村の事例も含め調査をしていただくことを望みまして、次の質問に入らせていただきます。

2件目でありますけれども、改正住宅セーフティーネット法に対する本町の取り組みはということであります。本年4月26日に公布され10月25日に施行となった改正住宅セーフティーネット法により民間の空き家、空き室を活用して、高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保、要支援者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度創設など、新たな取り組みが始まっております。耐震改修やバリアフリー化など受け入れ体制整備に向けた補助に加え、低所得者への家賃低廉化への補助など複雑な制度となっております。宮城県では、仙台市以外県知事への申請となるわけではあります。本町としてどのように取り組んでいくのか、町長のご所見を以下2点お伺いしたいと思います。

1点、県は積極的に進める考えであるのかという点と、また市町村にどのような説明をこれまでされてきたのかという点であります。

2件目ですが、本町ではどのように取り組んでどのように周知をしていくお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、改正住宅セーフティーネット法に対する本町の取り組みということでございます。改正住宅セーフティーネット法につきましては、平成28年3月に住生活基

本計画全国計画が閣議決定されまして、その中で住宅確保要配慮者の増加に対応するため空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティーネット機能を強化すると位置づけられました。その後、制度化に向けた検討が進められ、平成29年4月26日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、29年10月25日に施行され、新たな住宅セーフティーネット制度が開始されたところでございます。

この制度は、空き家、空き室を活用しまして低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等のいわゆる住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、登録住宅の改修、入居への経済的支援等が盛り込まれた制度でございます。

初めに、県は積極的に進める考えか、また市町村への説明はあったのかについてでございます。宮城県では、法律の施行に伴いまして平成29年10月25日から平成38年3月31日までを計画期間とする宮城県賃貸住宅供給促進計画を策定し、公的賃貸住宅の供給主体間の連携の推進と、民間賃貸住宅の供給の促進を図るとしております。また、同制度の説明に際しましては、国土交通省主催によりまして本年7月3日より全国主要都市7カ所におきまして説明会が開催され、宮城県では仙台市内で7月11日に新たなセーフティーネット制度に関する説明会が開催され、その後10月6日には宮城県内の自治体及び宮城県社会福祉協議会等の関係団体を対象に、宮城県の土木部住宅課が事務局となっております宮城県住宅支援協議会第5回会議が開催され、法改正の説明とあわせて宮城県賃貸住宅供給促進計画策定に向けた説明等がございました。

続きまして、本町ではどのように取り組む考えでどのように周知していくのかでございます。今般改正となりました制度は、主に住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、次に登録住宅の改修や入居者への経済的支援、そして住宅確保要配慮者の居住支援から成り立っております。登録制度につきましては、宮城県が策定した宮城県賃貸供給住宅促進計画に基づき、賃貸人が入居を拒まない賃貸住宅として県に登録し、県は登録住宅の情報開示を行い、賃貸人の指導監督を行うこととなっております。経済的支援としましては、賃貸人が所有する住宅の改修費への補助や家賃等の低廉化への補助となっており、居住支援につきましては要配慮者への居住支援、法人等による支援活動の充実、家賃債務保証を行う事業者の登録などとなっております。

今回の改正法では、住宅確保要配慮者向けに空き家、空き室を含めた民間賃貸住宅所有者を賃貸人として登録、周知することや、登録住宅の改修及び家賃低廉化への補助が可能となったものですが、当制度を活用するためには民間賃貸住宅所有者の意向が重要であると考えますので、周知方法等を含めて研究してまいります。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

本法律改正の背景にあるものでありますけれども、65歳以上の単身世帯が2015年には、全国的な話でありますけれども、592万世帯のものが2035年、20年後には762万世帯にふえる見込みというのが一つあり、単身高齢者でなおかつ所得の低いひとり親世帯などが賃貸住宅に入居したい場合であっても、孤独死や家賃滞納等心配されて優良な住宅に入れない可能性が出てきたところの対応策として出た話でありまして、数の違いはあれど、本町も傾向としては十分考え得る話ではないのかなと考えております。

そういう中で、まず1要旨目で確認させていただきたかったのが、本年7月3日に国交省が全国主要都市で7カ所説明会をやり、7月11日には仙台市で説明会をやられ、今度は県土木部住宅課が担当ということで、10月6日に各市町村及び社会福祉協議会の団体等に説明会を今行ったということで説明をいただきましたが、具体的に本町はどの課が説明会等の出席をし、内容報告を町長にされたのかをお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
都市建設課でございます。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

都市建設課が説明会に参加をしたとき、さまざま説明を聞いていただいたということで安心をした部分がありますけれども、非常に多分報告をされているかと思うんですけれども、県としてもホームページにさまざまな資料を載つけられ、進められようとしているんだろうなと思いますけれども、同僚議員の皆さんにも制度の内容を知っ

ていただくという意味で、もうちょっと詳しくそこだけ説明をさせていただきたいと思うんですが、実際に住宅の改修費用の補助が上限200万円ある中で、耐震改修または間取り変更、シェアハウスへの改修、バリアフリー改修、居住のために最低限必要と認められた工事とか、居住支援協議会等が必要と認める工事とか、あくまでも改修に関する国庫補助及び県補助もある以上に、家賃を近隣の同規模近隣住宅よりも値下げをしたいといった場合の差額分を、10年間480万円を超えない範囲であればさらにもう10年特約もつけられる状況なんですけど、その部分を補助いただけるというような事業でありますけれども、ただ回答にもありましたとおり、あくまでも事業主体となる方は民間の賃貸住居の所有者であって、その方があくまでも賃貸したりするというのを政令都市以外は県主体に、県に届け出るというところで、届けのところでいくと一番身近な基礎自治体の町ではなくて、民間の所有者の方が県に届け出るという中では、比較的ハードルがひよっとすると高い可能性もある中で、町は通らないというもの町でもいずれ単身の世帯の方、年金収入だけでなかなか厳しいのではないかなという方が出ていらっしゃるのではないかなという借り手側のお話と、実際に貸し手側の、今アパート経営なりをされている方でなかなかあれで老朽化してきて埋まらないような状況にある中で、補助金をもらって改修をしながら、高齢者の方になるわけですが、保証もつけてもらってある程度借り主を探しやすい環境という意味では、貸し手側、借り手側、実はメリットがある事業なのではないかなという気がしております。

そういう意味で、ぜひ今後周知方法等も検討されるということでありましたけれども、貸し手、借り手、ふえるであろう単身の高齢者世帯の方向けにも組み合わせた中で、総合的なまちづくりの中で生かせる内容ではないのかなと考えますけれども、町長、全体を見られてどのように思われるか。ご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

将来的にはこれから高齢化社会になっていくということ、今65歳以上20年後に急増するということが、そういったことを考えれば単身の方々が住まれる住居の確保と申しますか、そういったことが必要になってくる。これは大和町もそのとおり将来的にはそういった環境と申しますか、なってくると思います。そのための準備ということで

今回整備がされたんだと思っています。これをすぐ今応用というか、活用できるか、という問題についてはまた別で、別でということには大和町まだ皆さんに声がけしていないのでどういってお声が出てくるか、さっき言いました、これからやるというお話ししていますので、幾らかですけれども、そういった方、おられれば当然将来的なことを考えて登録するという方もおいでだと思います。

今の状況ですと、今の状況だけ見ればアパート結構満杯状況で、ここから20年後まではまだまだ見ていないと言ったら語弊あるかもしれませんが、そういう状況の方が多いの現状ではないか。古いアパートももちろんありますので、100%そうでないということもありますので、制度的にはそういったことがあってなかなか入れないアパートをお持ちの方とか、そういった方については貸すほうでもいい制度だと思いますし、借りられる方についてはまたいい制度だと思います。そういったことで、制度的にはそのとおりですが、今、大和町の状況とびたっと合うかといったときには、今の段階でなかなか登録というの、やる前からこんな言い方も変ですが、なかなか難しいのかなと。

この前、町のほうでも貸し店舗とかああいったことをやって、登録してくださいとお願いしてもいろいろな条件があってなかなか登録もできないと。もう既に古いんだよとか、そういうこともあったりするんで、この辺は制度を丁寧に説明しながらそういう中でやりたい方、ご理解いただくといえますか、そういった丁寧な説明が大事になってくるのではないかと考えます。

議長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今、私もアパートという言い方をしてしまったので、それに限った誤解を招いてもあれなので、再度そこだけご説明させていただきたいのは、共同居住型住宅以外、言ってみれば戸建てのものも対象となり得る話でもありますし、先ほどアパートという話がありましたけれども、共同の居住型の賃貸住宅、その中でももちろん今のアパートで水回りが各部屋あるタイプと、共同で使えるエリアがあればいい、昔の寮みたいな、ああいった建物も対象になり得る話で、確かに現状今大和町内の入居率は高いなと私も思う反面、違うかなと思っている部分が、比較的古いアパートがあき出しているのではないかなという部分を非常に気にしております、これから数年したらどう

なるんだろうかという場合に、大きな金額の補助金をもらってバリアフリー化なり、できる制度でもありますし、有用な制度ではないのかなと思うので、ぜひまだ始まったばかりの制度でもありますから、状況を調べていただいて進めていただきたいと思いつつ、私もついでに何らか解決できないのかなと思っている部分が、何らかこの制度をうまく使って、心苦しい西原の町営住宅にお住まいの方々にも、低廉で安心してお住まいできる場所を提供いただけるような仕組みづくりをできないのかなというのを、こんなところも視点も踏まえて調査をしていただきたいと思いますが、ただ残念ながら低所得者ということで月収15万8,000円以下の方が対象になるんですが、生活保護制度による住宅扶助等、また生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等受給されている世帯が除かれるという部分が気になる点ではありますけれども、さまざま可能性はあるのではないかなと思いますので、引き続き調査をしていただけることを望んで次の質問に入らせていただきます。

それでは、3件目になります。職員主導で接遇マニュアルを作成してはということで質問をさせていただきます。職員が日々行っている仕事は、福祉や教育などの事業を始め、道路や下水道などインフラ整備まで言うまでもなく全て行政サービスであり、職員は皆サービス提供者であります。お客様に親しまれ、信頼される明るい役場づくりを実現するために、職員一人一人が公務員としての求められる態度、行動を自発的にとれるようこのマニュアルを常に身近に置き、おもてなしの心を持ちよりよい接遇対応を実践することで、職員全体がよりレベルの高い均質な接遇対応となり、町民サービスが向上すると考えるが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、町の業務の基本はサービスの提供でありまして、その根幹である接遇によってお客様と職員が気持ちよくかかわることが必要です。お客様から信頼され親しまれる役場を目指すため、接遇は必要です。そして、そのためには一人一人の大和町職員が大和町役場の代表という自覚を持って接遇に取り組むことが、お客様との信頼関係につながっていくのではないのでしょうか。

職員の接遇等につきましては、研修等を通じて向上を図っているところでございます。新規採用職員を民間会社が主催する接遇を主とした新入社員研修会に毎年派遣し

ているほか、本年度は公益財団法人が主催しますビジネスマナーフォローアップ研修に町民生活課職員2名を派遣するなど、取り組みを行っております。また、職員には宮城県市町村職員研修所主催のカスタマーサティスファクション、顧客満足接客指導者養成研修を受講し講師として登録されている者が2名おります。この職員を講師とした庁内研修はまだ実施していないところではありますが、その活用方法を検討していかなければならないと思っています。

さて、職員主導の接客マニュアルの作成のご提案でございますが、全国的に見ますと多くの自治体でつくられているようでございますが、県内では余り見聞きすることはないように思います。ある市のマニュアルは接客の基本、窓口対応、電話対応、クレーム対応の3章からなっており、いずれも社会人あるいは公務員としての基本となる事項が記載されているものであります。

町では接客を含めたスキルアップのための若手職員研修を、採用5年未満の職員を対象に一昨年度より実施しているほか、来年度は新規採用職員の採用直後の研修の充実を図ることを計画しております。それらの中で接客の基本を示すとともに、接客マニュアルにつきましては職員指導ということでございますので、今年度から開催しております職員との意見交換会等で話し合ってもらいたいと思います。以上です。

議長（馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

接客マニュアルの件で前向きなご答弁でありましたけれども、接客を考える場合にももちろん町民の皆さん、ここをお客様と捉える捉え方で多分回答書は書かれていると思うんですけれども、その前にそれ以前に役場内の職場間、これもやはり大事な一つのコミュニティーであって、職員間の中での接客、職場の雰囲気と言ったらいいですかね、朝出勤したら気軽におはようございます。きょうは申しわけないですが、ちょっと家庭でこういう用事があるとお先しますとか、そういったざくばらんな職場間の中からそういった接客の気持ちがあらわれていかないと、なかなか職場にいらした町民の方と接しようとした際に、心の底からそう思うのかという部分が非常に気になる部分であります。そういった意味で、たまに私も役場にお邪魔をさせていただきながら、もちろん我々の立場で窓口に向えばそれなりに親切な対応をいただけるわけがありますけれども、それ以外に一般の方々の対応がどうなのかなとたまに遠くから拝

見しておると、決して同じような待遇をいただいているのかといえばそうではないであらうなという感じがしております。

そういった中で、町長、庁内歩かれて明るい感じで対応されていると見られているのか、いや別に普通じゃないですかというご感覚であるのか、どのようにとらわれているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職場の窓口といいますか、対応ということだと思います。議員さん来られれば、多分最高の接遇をしていると思います。それと比較されると大体全部あのような形で。ただ、今若い人が多いものですから、どうしてもそういった意味ではベテランと違った中でまだ接遇に未熟な部分があつてたまたま誤解を与えてしまうとか、そういったことがあるのも私も直接いろいろ聞いております。見てもおります。そうは言いながら、皆一生懸命やっております、明るくやれるというのはかなり余裕がないとにこにこ顔ってなかなかできないので、そういった意味で早くそうなれるように頑張ってもらいたいと思いますし、そういった研修といいますか、やっていかなければいけないと思っています。

明るさいっぱい楽しい雰囲気です常にずっとなっているかということ、そうでない部分があるのは事実だと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

私ももちろん、別に暗いからといって仕事をしていないと見ているわけでももちろんなくて、どうせ同じ仕事をやっていただくなら、特に職場内ならそうでしょうし、町民の方もあそこの町役場がいいとか、こっちの町役場のほうがいいのか選べるわけではないので、どうせ同じ仕事をしなきゃいけないのであれば、お互いに気持ちよくやられたほうが結果もいい方向に行くのではないのかなと思われる部分と、今回何でマニュアルをとという話をさせていただいたのかということ、民間企業に勤めている方であれば

ある意味マニュアルなしでも、お客さんから仕事をいただかなければ食べていけないという中で、自然とそういったものが日々の仕事で身につけているわけでありませけれども、特に公務員の方々であればもちろん憲法を初め法令、政令、条例、何らかもとなるものがあってそれに基づいて行動していただかなければ、もちろん困る話であって、それを直すのが我々議員初め政治家の仕事でもあるという思いでありますけれども、そういった意味で幾ら2名の方または新入社員のときに社外の研修を受けたといっても、なかなか決まり事がないと実際に管理をされる課長さんなり補佐さんも、なかなかやりづらい部分もあるのではないかなという意味で、マニュアル化をしてこれが正なんだよということで残すのが大事ではないのかなと思われる中で、いろんな市町村、おっしゃるとおり作成をされております。特に、市単位では。

町単位でもつくっているところないものかなという中で、いろいろ調べましたところ島根県琴浦町というところで作られたマニュアルがございます。残り時間少なくなってきましたけれども、そもそも事の発端は役場が行った町民アンケートが主だったそうなんです。役場に行った印象、活気がある、普通、活気がない。職員から進んで挨拶や声かけがありますかとか、職員対応はいかがでしたかというアンケートをとられて、それを結果を上げたいというきちんとした数値目標を持たれて、こちらの市町村に関しては、行政職のOBである副町長さんが頭になったプロジェクトをもとにマニュアルをつくられておりました。

その中できちんと推進体制、つくるのは簡単なんですけれども、これをどうやって継続させるの、または末端から上の間の風通しをよくするのといったときに、その辺もきちんと役割として分担をされておって、非常に参考になるのではないのかなという内容でありました。ぜひ、こういった意味ではどうせ同じ仕事をやるわけで、結果的に同じ仕事で町民の方に対応されるのであれば気持ちよく、ある意味納得いただいて、もちろんできないことはこういうわけではできないんだと、できない、だめな回答もしなきゃいけないときもちろんありますけれども、その際にもきちんとクレーム対応ではないですが、これこれこういう理由でこうできないんですよとか、さまざま納得いただくのが一番ではないのかなという思いであります。

ぜひ、ここの内容、そのまま参考にしてくれとは言いませんが、立案から運営まである意味まとまった内容で継続していくために、自分のきょうの今の対応がどうだったかなんて年に1回ぐらい自己評価をさせるようなプログラムになっていたり、それなりに考えた内容であるなという思いでありました。ぜひ、我々議員も含めて町民の皆さんと接する機会がもちろん多い我々で、なお気にしなきゃならないだろうと思

いますけれども、ぜひマニュアル化というところでは私は公務員の方に関してはぜひ必要ではないかと思しますので、ぜひ作成に向けて動き出していただければと思いますが、最後にもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
せっかくやるならどうせやるならというか、そのとおりだと私も思います。今やっているのは、職場環境といいますか、そういったものについて職員の方もいろいろなものがあろうと思いますので意見を出してください、我々と話し合おうという形でことしから始めて、さっき申し上げた職員間等の意見交換というのはそういうことを申し上げておりました。職員から意見が上がってくれば一番いいと思うんですが、まだ始まったばかりですので、これから本当にそういういい環境できるのではないかと思います。

マニュアルにつきましても自分たちでつくるといことでございますので、こちらからどうだというよりもみんなで作っていきましょうとなれば、せっかくつくっても守っていくということについては主体性といいますか、そういったこともあろうと思いますので、そういったことも含めてさっきも申しましたけれども、職員間との話し合いの中でこういった制度、考えがあつていい結果も出るのではどんなものだろうという話し合いなどから進めていきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）  
それでは、住民、執行部、議会それぞれの持ち分、権限で将来的なまちづくりができるような発展的なお話ができればなというところを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）  
以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います

その前に、先ほど浅野俊彦議員から一般質問の中でご指摘ありました開発許可の件で、追加で都市建設課長から一部答えを述べていただきますので、お願いします。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

済みませんでした。浅野議員の開発許可の関係ですけれども、調整池ができて基本的にはそれを維持管理してください、適正な。それから外に出た分については何かあるかということなんですけれども、基本はそれはございません。ですから、例えば大雨とかでどうしてもそういうふうに出た場合ということもあるかと思うんですけれども、そういう場合は出たと思われる方々と協議させていただき格好になるかと思いません。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

それでは、引き続き一般質問を行います。

7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

それでは、本日最後の一般質問をさせていただきます。思ったよりも1時間ほど早かったんですけれども、だからといってだらだらとやらずに大切に終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。それでは、質問いたします。

運転免許証自主返納に温かい支援を。

全国では、高齢者ドライバーの運転ミスによる悲惨な交通事故が多発している状況です。近隣市町村でも、先般は栗原市でもございました、発生の例があり本町でも発生するおそれがあります。全国の自治体では、運転免許証の自主返納を支援するさま

ざまな事業が展開をされているようであります。本町では65歳以上の自主返納者に対して町民バスやデマンドタクシーの料金半額制度を行っているのみでありまして、それならば以下のような支援事業を行ってはどうかという提案であります。

1つ目は、運転免許証自主返納相談員制度を始めてはどうか。

2つ目は、運転免許証自主返納者支援事業を拡大してはどうか。

3点目は、運転免許証自主返納者応援企業の募集を行ってはどうか。以上、3点であります。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、運転免許証自主返納に温かい支援をのご質問でございます。高齢運転者は自動車の運転のベテランです。しかし、年齢とともに視力や体力、記憶力や判断力など身体機能に変化し、若いときと同じではなくなってきました。そうした加齢に伴う身体機能の変化を生かし、変化に応じた運転を行うことで安全運転を続けられることができると思います。70歳以上の運転免許取得者には、免許証更新時に高齢者講習を受講することが義務づけられており、75歳以上の方には認知機能検査を受けることとなっております。この講習は視力や運転操作につき問題がないかを診断したり、実際に車を運転したりしながら、自身の運転技能についての認識、理解を深め、その後の安全運転に生かしていただくためのものがございます。

1 要旨目の運転免許証自主返納相談員制度の新設のご質問でございますが、町にご相談があった場合には、視力や運転操作につき問題がないかを診断できる講習を受けられる県内の自動車学校や、自主返納手続きができる宮城県運転免許センター、大和署を紹介させていただくようになります。大和署においては、ことし1月から10月までに20件の返納があったということであります。

2 要旨目の運転免許証自主返納者支援事業をでございますが、県内の自治体で実施している自主返納者への支援事業としましては、市町民バス、デマンドタクシーの乗車割引のみが大半となっており、そのほかの支援としては施設の入館料割引などを行っております。また、宮城県タクシー協会に加盟しているタクシー会社の中で、自主返納された65歳以上の方を対象に乗車料金の割引を行っております。その際には運転経歴、証明書の提示が必要となっております。

3 要旨目の運転免許自主返納者応援企業の募集につきましては、イオンリテール株式会社の店舗のイオン富谷店で購入された食料品など自宅まで配達してくれる即日便の優遇サービスが受けられます。その際にも運転経歴証明書の提示が必要となっております。応援していただく企業、店舗につきましては、顧客獲得のメリットがある半面、利益の減額となるデメリットもあることから、ご理解いただくのに時間を要すると考えております。以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

町長、お人柄よくて、私ファンの一人なんですけれども今ほどいただいたご答弁は何か冷たいなという気がしております。非常に冷たい。これから冷たい理由を述べてみたいと思いますけれども、今私ども、私の住んでいる団地では若い方とのつき合いや老人会とのおつき合いもあるわけございまして、老人会の中のご婦人から、うちのお父さんの心配が怖いんだということで、ご主人にそれとなく言うとどなりつけられるということで怖くて言えないと、でも乗っていると怖くてたまらない。たまたま、息子さんと呼んで、息子さん遠くにいるんですけれども、帰ってきてお父さんの運転する車に息子さんが乗られて、その後息子さんがぼそっと、おやじ、もう運転免許証返せよ、乗ってられないと申し上げたそうです。その後、そのご夫婦、息子さん、帰られたわけなんですけれども、それまでご夫婦でどこか行くときに奥さんが運転したことは一度もなかったんですけれども、ご主人がお前運転せよということで今は運転、やめたかどうかはわかりませんが、今非常に悩んでおられるという状態なんです。

もう一つの事例では、その方はやはり自覚症状なって、もう次の運転免許は更新しないと決めておられる。ただ、これまでの自分の趣味やら何やら考えると、どうやればいいんだと物すごく不安を抱えていらっしゃる。私の身近でもそういう方がいらっしゃって、先ほど町長の答弁の中でも20人お返しになったということは相当悩まれてお返しになった。当人が返した、あるいは家族に強制的に返させられたということもあろうかと思えます。そういった事例があるわけです。

最近の新聞、テレビで高齢者の悲惨な事故が報道され、いろいろな自治体でも先ほども申しましたように取り組みを始めている。たまたまここには久留米市ですけれど

も、久留米市の市長さん、久留米市はみずから免許を返納して運転を卒業される70歳以上の方を応援しますという、もうホームページにどんと載せられておられる。これは今お話のあった久留米市のお話をしましたけれども、もう至るところのホームページに、高齢者の方の免許証自主返納を応援しますという時代に入ってきているんですね。

それが、先ほどの町長の答弁では免許証、役場に相談に来たら免許センター行け、警察行け、それで終わりだと。これは冷たいんじゃないですか。その辺についてお尋ねをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

冷たいというお話でございますが、ご相談に来られた場合に返納する手続についてはこうですよというご案内をするということでございます。そういうことですので、そういった場合には警察署なり、それから学校ですかね、そういうところで検査をしてもらおうとか、そういったことで進めていただくという形になるということ。今、町でやっているのはデマンドタクシーの、65歳以上の方についてはデマンドタクシーについて、返納された方についてやっておるわけでございますが、そういったご案内をするということでございます。決してそれだけでそっちに行けということではなくてそういったご案内をするということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今、この議場に、こちらサイドも喉元にまだ来ていないのでちょっと免許証返納、そんなに深刻に考えることはないかと思うんですけれども、たまたま近くの方の事例を聞いて感じ入った次第なんですけれども。今、町長からご回答、もう一度いただいたんですけれども、再答弁いただいたんですけれども、私はうちの町に応援しますという中身が、一つは確かに半額のあれですね。でも、今それだけにとどまっている状況ですけれども、半額制度の町民バスあるいはデマンドタクシーを始めるときにこのようにしようかということで、ホームページに免許証自主返納の方を応援しますとい

ってホームページに上げているわけでは決してないんですね。ですので、免許証自主返納しようと考えておられる方が、俺もし返納したらとか、そうしたときに自分の生活どうなんだろうといった相談に対しては何もないですよ、応援していると見られるものが。

もう一つは先ほどご答弁いただいたんですけども、免許センターや警察はやはり手続的な相談には行けると思うんです。ところが役場に相談したいという内容は町民福祉の観点に立ったものだと思うんです。保健福祉課長いらっしゃいますけれども、包括支援センター、そこでは高齢者の方々、いろいろな何でも来いと言っていますけれども、ただ免許証自主返納とかそっちは方向が違うんですよ、若干違うんですよ。ですから、そういったところには行けない。けれども、町民の方が相談したい、先ほどの方も町のどこに相談したらいいんだろうねという話なんですよ。ですので、そういった町で応援する中身があれば、そういったものを応援するということになるかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

中身ということでございますけれども、先ほど案内ということを申し上げました。それと免許返納した後のことといたしますか、交通問題とかそういったことですね。それについては、今の制度上はデマンドの割引といたしますか、そういったことが町としてやっております。それから、大和タクシーさんでしたでしょうか、証明書を見せれば割引といたしますか、そういったものをやっておるといふご案内はできるわけがございます。あとは、制度的にさらなる制度といたしますか、そういったものは考えていくということはあると思いますが、今現在はそういったご説明とご心配な面につきまして交通体系とか、そういったものにつきましてはデマンドバスの説明とか町民バスのこういったものがあります、またその割引とかそういったもの制度のご説明ということになるかと思えます。今の段階ではですね。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

今、相談員制度というところにかけて、町の支援の充実をというところを申し上げたんですけども、中身的には近隣の自治体なり全国に自治体なんかでどういうことをやっているんだらうと、我が町がやっていてやっていないことは何なんだらうというところなんですけれども、大体いろいろなところで多く実施しているのが年間1万もしくは2万円程度の自主返納された方々に、2万円をもしくは1万円を限度とする応援、その方が公共機関に乗れば乗っただけ、しかし頭打ちは2万円ですよということですので、隣の富谷市と比べてみますと、富谷市はもともと町民バス100円ですね。うちは200円が半額で100円ですから、富谷市から見れば何だ何もやっていないじゃないかという見方にもなってしまうわけですけども、富谷市では昨年10月10日からトミパスというのを始めて、これは日本語に直すと外出支援乗車証ということで、障害者または70歳以上の高齢者に対して年額2万円までの条件で、これはICチップが埋め込まれているもので、仙台市営バスもしくは仙台市営地下鉄にも乗りおけるといふ応援の内容でありますし、もう一つは今来年3月までですか、乗り継ぎ実証運行というんですか、富谷市役場なりイオンから泉中央駅までが100円で行けるといふ応援といったものを行って、これはすなわち高齢者の方々の免許証自主返納、もしした場合の足の便をよくしようというようなものかなと思うんですね。

先ほど、町で相談員のところでダブってしまうんですけども、考えられるのは自主返納された方は足がなくなって買い物どうしようというときに、自分で買いに行くのか、届けてもらうのか、移動販売車が来るのか。ただ、今の時代に移動販売車なんかもう時代に合わない。そんな中で発達してきているのが、企業名で言うと大地宅配とかラディッシュぼーやとか、要はインターネットで食材とかでき上がり製品とか、要するに画面で見てこれを頼んだらその日のうちに来る、そういうものなんですね。そういうものがすごく発達をしてきているんですけども、高齢者の方にはそういう情報はわからないですから、こういったのは町で相談員を置いてやってそこに相談してきたときに、そうやれば楽に買えるんですよとか、そういういろいろな相談に応じることができると思うんですね。警察やら運転免許センターは、あくまでも自主返納に対しての手の相談しか、私はできないと思っているんです。

ですから、そっちに行けというのは、私は非常に冷たいという理由がそこにあるわけですね。いろいろ困っていることを相談員の方が、それこそ保健福祉課長のところがやっているいろいろなことがあるじゃないですか。何でもご相談ください、自分らしく生きることができるよう、包括支援センターいろいろなことやっていますけれど

も、こことはちょっと違うんですけども、こういったことに関してちょっとだけそういう部門を、今ある中のどなたかを指定していただいて相談員にさせていただいて、そういう問い合わせがあったときに警察に行けというのではなくて、役場の中でこういうときこういうふうに答えてくださいよということを、私は申し上げたいんですが、いかがでございましょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

警察に行けとか言っているわけではないんですけども、ただそういった生活の支援というのか、やり方といいますか、時代が変わってきてこういうことがあるんです、そういうこともあるんですよということについて、これは決して何ていいますか、返納者だけにやるものではなくて、そういった生活支援というのは常にあるんだと思います。そういったものについての窓口となりますと、今どこでやるかといったってなかなか難しいところがあると思いますが、今、買い物に行かんなくなったんだがなじょしたらいいやといったときに、インターネットありますよと言って、インターネットどうやって使うのやまでいくかもわかりませんし、その辺の相談というのはなかなかどこまでやっていくかというのは、返納者の方だけにというわけではない相談になってくると思います。

それは常に生活するに当たって高齢者の方々が新しい制度、システムといいますか、そういったものを使えるような、普通の生活相談というんでしょうか、そういった分野にも入ってくるのではないかという思いがございまして。ですから、やらないということではないのですけれども、返納者の方を対象にだけそういった窓口も一つの方法かもしれませんけれども、そうなった場合には広い窓口の生活、ソフトの支援といいますか、そういった考え方を持ってやっていかなければいけない相談窓口なのかなと思いました。

今、消費相談とかあるわけですが、あれについてはどっちかというとクレームというか、心配事に対しての相談ですけども、そうでなくて、そういったもの、新しいものを提供する相談ということになってくるとまた違った部分、もう少し広くといいますか、そういった考えの中で情報提供といいますか、そういったものも包括的に考えていかなければいけないのかなと、議員さんのご意見からちょっと思ったところで

ございます。ありがとうございます。

議 長 (馬場久雄君)  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

町長も今想像をたくさん膨らませてもらって非常にありがたいところですが、あくまでも私申し上げたいのは、悲惨な事故を防止する。この観点に立って、運転免許証を返そうかどうしようかと悩んでいる人の背中を町が押してあげるとするか、その考え方がとりあえずはまず、わっと広げると大変なことになってしまうと思いますし、もう既にいろいろところで行政が返す方応援しますよと言ってきていますので、我が町も少しやっていったらどうかと思うわけです。

それから、3要旨目になりますけれども、コストが云々のご回答頂戴したんですけれども、先ほど島根県出ましたけれども、島根県のどこというのは印刷しなかったので答えられないんですけれども、そこでは町内の事業者さんに高齢者ドライバーで危険な方、免許証返納してもらって不便になるだけけれども、応援してくれないかといって町が音頭取って、十何ぼくらいの企業にご協力いただいて5%引きというの出しているんだそうです。

今、うちのほうで町長から答弁いただいたようにイオンの宅配のほうあったんですけれども、もう一つ、ウジエスーパー5%引きやっているんですね。ウジエさんだけしか今ないですけれども、そういったのを大和町で推進をしていただくと、大和町長はあったかいということとさらに次の選挙で票が伸びるんでないかと思うんですけれども、余計なこと言いましたけれども、そういう町内の企業の方々にそういった運転免許証返した人のみでいいのかどうかあれなんですけれども、そういう方々を応援することにご協力いただけないかということをはじめることを、考えてみることはないかどうかお尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、3要旨に行ってしまったので、2要旨目はなかったのかなと思っていたのです

が、2要旨目の答え準備していたんですけども、済みません、失礼なこと申し上げて。

今、町ではいろいろ高齢者の方々のタクシー券って皆様方に話をしております。そういうこともいろいろ検討を進めております。そういった中で65歳の返納の方等につきましてもそういった対象として考えたかどうかという考え方も持っておりますので、一言お話しさせていただきました。決定しているわけでもございませんが、そういった考え方の一つとしてですね。

それから、サービスでございますけれども、5%とかというのやっていただくのを願うするのは結局商店街の方々といいますか、そういった方々のご負担に当然なってくる場合がございます。まして、ある程度大手といいますか、そういったところがこういった形でお引き受けいただくといいますか、お客さんがたくさん来られるとか、そういった方々に常に使っていただいているとか、そういったことがございます。したがって、個人商店とかではなかなか難しいのかなという思いは基本的にはございます。ただ、そういったことでこういうのが何ていいですか、本部で決めるものなのかその店舗で決めるものなのかわかりませんが、そういったことについての商工会とかそういったところを通じながら、そういった考え方について問いかけてみるといいますか、そういったことはできるといえばできると思いますが、こちらから強制するわけでもございませんので、ご協力ということになりますので、そういったところで成果がどの程度見えるのかということについては不透明な部分があるかと思います。大手といいますと、例えばヤマザワさんとかヨークさんとかそういったところで取り組めるものなのか、そういったことについては会社の方針もあるかと思いますので、1店舗だけの問題ではなく全体のグループでしょうから、そういったこともあるかと思いますので、その辺は何らかの方法で挑戦といいますか、そういったことはしてみたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7番 (渡辺良雄君)

全国で悲惨な高齢者の交通事故、我が町内でもし起こった場合に何もしていなかったら行政として少し後味の悪いことにもなるかと思えます。近隣市町村もいろいろな施策を始めておりますので、我が町も警察に行けということではなくて、いろいろ

な施策を1回考えていただきたいなということをもって私の一般質問を終了したいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、渡辺良雄君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時47分 延 会